

平成18年度決算特別委員会会議録

平成19年10月25日(木)

(開議) 10:00

(閉会) 15:30

○ 委員長

ただいまから平成18年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 平成18年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

昨日の委員会で、人見委員の質疑に対して答弁が保留になっていた内容について、執行部から発言したい旨の申し出がっておりますので、発言を許します。

○ 納税管理課長

おはようございます。きのう、答弁できませんでした旧1市4町の差し押さえ件数についてお答えいたします。平成16年度は、合計で548件でございます。内訳といたしまして、旧飯塚市が482件、約88%でございます。旧穂波町24件、4.4%、旧筑穂町42件、7.6%、旧庄内町と旧颯田町は差し押さえを行なっておりません。平成17年度につきましては、合計374件でございます。旧飯塚市256件、68.4%、旧穂波町13件、3.5%、旧筑穂町46件、12.3%、旧庄内町59件、15.8%、旧颯田町は差し押さえを行なっておりません。18年度につきましては、新市になっておりますので、本庁、支所でお答えさせていただきます。18年度は、合計1,668件、本庁は1,326件で79.5%、穂波支所は133件、8.0%、筑穂支所60件、3.6%、庄内支所86件、5.1%、颯田支所63件、3.8%、以上となっております。

○ 委員長

それでは、昨日に引き続き、第15款国庫支出金から第22款市債、71ページから97ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

おはようございます。85ページ、財産収入の中に、利子及び配当金の中に新筑豊青果株式会社の株式配当金並びにRKB毎日放送の株式配当金とございます。余りこのような株式配当金とかをこの2社以外には見ないわけですが、この2社の株式配当金がある理由、そのことをまずお教えいただけますか。

○ 農林課長

株式保有についてという質問でございますが、昭和23年5月に設立いたしました飯塚青果の株、額面50円を昭和45年公設市場開設時に3万1,500株、昭和48年に1万80株、合計4万1,580株を取得したものであります。平成18年度の株式配当金につきましては、掲載のとおり24万9,480円でございます。また、平成元年から平成18年までの配当金の合計は471万6,230円でございます。

なお、飯塚青果株式会社は平成4年に田川合同青果株式会社、直方合同青果株式会社と合併し、現在の新筑豊青果株式会社となっております。

○ 商工観光課長補佐

RKB毎日放送の株式につきましては、昭和26年6月29日に設立した通信事業者であります株式会社ラジオ九州の株、額面50円を昭和27年6月1日、当時の旧幸袋町が110株、旧二瀬町が220株の計330株を取得したものであります。また、昭和39年10月1日には額面50円の165株を増額し、計495株を現在保有し、保有額は2万4,750円でございます。平成18年度の株式配当金については5,940円であり、平成元年から平成17年までの配当金合計は5万7,916円でございます。

なお、株式会社ラジオ九州は、昭和33年8月18日に西部毎日テレビジョン株式会社と合

併し、社名がRKB毎日放送株式会社となっております。

○ 江口委員

濟いませぬ、新筑豊青果の方、申しわけございませぬ、株の投資額というか、購入金額並びに、それと配当金額をお話しされたかと思うんですが、もう一度紹介いただけますか。

○ 農林課長

購入金額は、合計4万1,580株の額面50円でありますので、207万9,000円であります。それから、再度御質問のありました配当金につきましては、平成元年から平成18年までの間の合計は471万6,230円であります。

○ 江口委員

あと、この2社の株をなぜ持つようになったのかというところをちょっともう少し説明いただけますか。いろんな株式会社があるわけですが、この2社を持っている理由というところを。

○ 農林課長

取得の経緯について御説明申し上げます。公設市場開設以前は、買い受け人が多くの株を持っており、市場価格が買い受け人主導になりがちであったので、公設市場開設に当たり、生産者、消費者の立場を踏まえ、公平な市場価格設定のために、買い受け人組合から取得したものであります。

○ 商工観光課長補佐

先ほど御説明いたしましたとおり、昭和20年代の株の取得でございますので、記録等が残っておりませぬ。通信事業の普及推進、あるいは資産運用の投資目的とか、そういったところがちょっと不明でございますので、不明ということで御了承願いたいと思います。

○ 江口委員

確かに20年代でしたら、確かに記録は残ってないかなと思います。このような株式の保有を市が行なうことは、これは特段問題ないと理解してよろしいですか。

○ 農林課長

問題ないと認識しております。

○ 江口委員

そのことで、あと産学の方にちょっとお聞きしたい部分がございます。今、昨日、一昨日の補助金決算の中で、補助金という部分がございます。企業立地なり、ベンチャーとかを育成するための補助金という部分が入っております。補助金で出すのも1つなんですけど、そうではなくて株で出すと、出資するというふうな形もあり得るんだと思っております。そういった形の事例が他の市町村とか自治体であっているかどうか、それを情報がございましたらお聞かせください。

○ 産学振興課長

ベンチャー企業に対する出資についてでありますけど、他の自治体でそういった事例があるかという御質問であります。

その前に、ベンチャー企業に対する出資について、どのようなケースがあるかということについて御説明をいたしたいと思いますが、補助金や融資とは違うベンチャー企業向けの支援制度にベンチャーファンドと言われるものがございます。これは、主に会社の発行する株を買いまして、そのお金で会社を成長させると。そして、その企業が株式公開した場合、株式を売って利益を得るとというのが基本的な仕組みになっております。企業の将来について評価をし、将来における可能性を引き出すファンドによる支援というのは、これからの新しい企業を育成し、その基盤を育てていくという長期的展望を視野に入れた支援制度とすることができるともでございます。

しかし、この制度は一般的にリスクが高いと言われておりまして、それは成長初期段階にございますベンチャー企業に投資をするという不確実性に対するリスクであります。例えば、融

資ならそのリスクを回避するために担保を要求し、不確実な要素を少しでも埋めようとするわけでありませぬども、この制度は企業の将来性に投資をするわけでありまして、将来のことまで確実に予想できないことから、どうしても不確実な部分が大きくなり、投資をする側にとってリスクが高くなってまいります。また、投資をする際には、株式公開できる企業であるかどうかと、事業の評価や経営の評価など、審査が非常に困難なことなどから、飯塚市といたしましてはまだ実施に至ってないというのが現状であります。お尋ねのその他の自治体で事例があるかということですが、こうしたベンチャーファンドにつきまして、都道府県や政令市がこうしたファンドを行なう際には、起債措置があったり、それから起債に対する償還の交付税措置があるという支援制度があるようであります。でありますから、都道府県や政令市でこうしたベンチャーファンドを実施しているという事例は全国にあるようであります。一般の私どもと同等の飯塚市レベルではまだまだ事例は少ないというふうに聞いております。

○ 江口委員

確かに、融資と比べると、出資はリスクが高いのはそのとおりであると思います。ただし、現状の飯塚市においても、シーズ探索補助金であるとかいうふうな形で補助金は出しています。ところが、補助金は基本的に返ってこない分ですよね。出して、成果があったとしても、それから得られた果実に対して、市に対して返ってくるのは間接的に、例えばその企業が成長することで、そこに雇用がふえてとかいうふうな形でしか戻ってきません。

ただし、こちらの方に関しては、現実的に成長すると、配当として返ってくる部分もございませぬし、あわせて今言われたように、一般株式の公開というところで売却となると、大きな利潤も見込める部分もございませぬ。そうすると、補助金で出すのか、それとも出資というふうな形で出すのかを考えていいかと思っております。ファンドというふうな形でしたら、今お話しのとおりかと思っておりますが、ファンドという形ではなくて、例えばある技術をこれできちんとやりたいと言った会社に対して、それだけの部分で別会社を立ち上げさせて、そこに対して出資をするというケースがあります。そういったことを考え合わせて、ぜひやっていただきたいと思っております。そうすると、こうやって現実に新筑豊青果さん、これは株式公開はしてないわけですよね。ところが、これは配当として入ってきますよね。こうやって入ってくる分があると、また次の部分がしやすくなります。ずっと補助金を出して、ある意味、市からしてみると、サポートする、支援する側ばかりで、間接的な部分で入ってくるのを期待するのではなくて、現実に配当として入ってくるのが期待できる。

また、あと補助金でずっとやり続けるとどうなるか。ここで立ち上げましたという会社がだんだん大きくなりましたと。よし、これから日本全国に、世界に羽ばたこうというときに、じゃ大きくなったときに、会社丸ごと福岡なり東京なりに持っていられるとどうなるか、一番おいしいところをそちらに持っていられるわけです。ところが、これを出資というふうな形でやっているとうどうなるか。企業が本拠地を移しても、それでも市にとってはメリットがあるということがあり得ます。ですので、ぜひ補助金とこのような出資という部分をぜひ比べていただいて、今後していただけるようお願いしたいと思っております。このような形で、株式を持つことが違法ではないということがありますね。そういうことを考え合わせて、ぜひ今後つなげていっていただきたいと要望して、この質問を終わります。

○ 委員長

では、引き続き江口委員。

○ 江口委員

93ページ、雑入、返還金、返納金の中に、社会福祉協議会事業委託料精算金1,097万円、そしてサンブレッジ苗の補助金返還金21万7,000円、同じくサンブレッジ苗の管理運営委託料精算金に208万5,000円等がございませぬ。こちらについて、どういった形でこのような精算金が発生するような形になったのか、それと、これは毎年毎年発生するような

性格なのか、そのことをお聞かせいただけますか。

○ 高齢者支援課長

社会福祉協議会事業委託料精算金1,097万1,598円の返還理由についてお答えさせていただきます。旧筑穂町が旧筑穂町の社会福祉協議会に事業を委託する場合におきまして、社協に概算で支払い、通常、翌年精算しておりました。決算に記載されております社会福祉協議会の事業委託料精算金1,097万1,598円につきましては、このような理由で17年度の委託料を精算いたしまして18年度に返還されたもので、配食サービス委託事業を初め、20事業の委託料が含まれております。

合併後におきましては、これらの事業は委託料を翌年精算するというをいたしておりませんので、今後は基本的には発生しないと考えております。

○ 商工観光課長補佐

サンビレッジ苗補助金返還金と管理運営委託料精算金は、旧筑穂町が施設の管理運営を財団法人サンビレッジ苗に委託するために支払いをしておりました。平成17年度における補助金と委託料に執行残が生じておりましたので、旧筑穂町と財団法人サンビレッジ苗との契約に基づきまして、この執行残額が翌年度の平成18年度に飯塚市に返還されたものでございます。

補助金につきましては、財団法人の人件費相当額で5,587万1,000円の交付に対し、財団法人サンビレッジ苗の決算額5,565万3,116円で、その差額21万7,884円が返還金でございます。管理運営委託料では、2,802万1,000円の委託料の支出に対しまして、財団法人サンビレッジ苗の決算額2,593万5,969円で、その差額208万5,031円が精算金でございます。

なお、平成18年度からは、指定管理者制度によりまして、財団法人サンビレッジ苗が指定管理者になっておりますので、施設運営によります余剰金については市の方に返還はございません。

○ 江口委員

続きまして、同じく雑入、助成金、交付金の中のコミュニティー助成金420万円について、こちらの方の使途、使い道ですね、そしてその評価等をお聞かせいただけますか。

○ 財政課長

コミュニティー助成金につきましては、18年度決算額420万円になっておりますが、この内訳といたしまして、公園等管理用草刈り機4台、これが180万円、ニュースポーツの器具240万円になっておりますが、コミュニティー助成につきましては宝くじの益金を活用いたしまして、財団法人自治総合センターが行います助成事業でありまして、コミュニティーの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報を行うものでございます。

それで、助成事業の対象といたしましては、一般コミュニティー助成事業、緑化推進コミュニティー助成事業、自主防災組織育成事業、コミュニティーセンター助成事業、青少年健全育成事業となっております。補助率は10分の10で、事業ごとに採択基準、助成金の額などが設けてあります。例えば、一般コミュニティーに例をとりますと、一般コミュニティー助成事業につきましては、住民が自主的に行ないますコミュニティー活動の促進を図り、地域の連帯に基づく自主意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティー活動に必要な施設、設備の整備に要する事業で、上限は250万円となっております。

また、助成対象の事業者は、市町村、コミュニティー組織、自主防災組織などになっており、助成の申請につきましては、前年度の10月ごろに都道府県知事を経由いたしまして、自治総合センターに申請書を出しまして、2月ごろに採択の決定が行なわれております。

ちなみに、18年度につきましては、福岡県では67件で1億4,810万円の事業採択がなされておりました、大体1市町村1件程度の採択になっております。この事業におきまして、地域コミュニティーの活動育成等が図られていると考えております。

○ 江口委員

18年度については、草刈り機4台で180万円、そしてニュースポーツの用具代で240万円というお話がございました。その分とあわせて、それ以前の分もあわせても結構ですので、ほかにどういった事例があるのか、またニュースポーツの用具だったり、草刈り機だったりとかいうのは有効に活用されているのかどうか、それもあわせてお聞かせいただけますか。

○ 財政課長

ほかの一般コミュニティの分の事業といたしましては、例えば太鼓の購入の助成とか、みこしの購入の助成、山車の購入助成、それとかテントの購入助成とか、そういうメニューとしてはあります。18年度の購入をいたしましたけど、まだ18年度の実績についてはちょっとうちの方では把握いたしておりませんので、御了承願いたいと思います。

○ 江口委員

市民交流プラザに印刷機があったかと思えます。あれたしか宝くじ助成金と書いてあったかと思うんですが、それもそうと理解していいんですかね。かなと思っております。そういった形で、いろんなところで使われていると思うんですが、じゃこれに採択してほしいと思ったときに、どうやって手を上げるんだろうという部分が思うわけです。それこそ、役所の方々がこれに対してこういった事業があるよという部分を提案される部分はまだ庁内での話ですのでいいかと思うんですが、先ほど言ったニュースポーツであるとか太鼓であるとかいう部分は外部の団体等の話も絡んでくると思っています。そういった方々が、コミュニティ助成に対して提案したいと思ったときはどうすればいいのか、そこら辺をお教えいただけますか。

○ 財政課長

コミュニティ助成につきましては、大体通年、毎年行なわれておりますので、関係ある課がその情報などを聴取いたしまして、通常、例年10月の初めに申請の県からの通知がありまして、締め切りが大体10月の中旬以降で、その間が1週間ほどしかありませんので、年間を通じてそれぞれの所管課が情報を収集して、そのときに、今、財政の方が窓口になっておりますが、そこで調査をいたしまして、県の方に希望の申請をいたしております。それで、各市民へのPRにつきましては、先ほど質問者が申されましたように、それぞれ整備しました備品については宝くじ助成によるものという表示をいたしておりますし、広報紙を通じて整備の状況をお知らせいたしております。それで、委員が今申されますように、この事業で希望があれば申し出て下さいというようなことがなかなか状況としてその年その年でできませんので、各担当の方でそういう希望があれば、年間を通じて状況を集約をしていただくようにしております。

○ 委員長

いいですか。では次に、楡井委員。

○ 楡井委員

おはようございます。決算書では95ページになります。資料では22ページになりますので。95ページの上の方に、上から六、七行目にあります児童クラブ利用料、これに関連して何点かお聞きしたいと思います。

まず初めに、利用料の17年度との比較なんですけど、本年度の利用料の収入、歳入総額、それから17年度の金額とあわせてお知らせいただきたい。その差がどのくらいになるかについてもお願いしたいと思います。

○ 児童育成課長

利用料の18年度と17年度の比較ということだと思いますけど、平成17年度の利用料は、旧飯塚市が1人当たり月額3,500円で、年額2,989万4,630円です。旧筑穂町は、1人当たり月額2,000円で、年額290万2,000円です。旧庄内町は、1人当たり月額

4,400円で、年額479万3,200円です。旧穂波町、旧穎田町はともに無料でしたので、旧飯塚、筑穂、庄内の総額3,758万9,800円です。平成18年度は、合併に伴いまして、利用料を1人当たり月額3,000円で統一をしまして、現年度総額4,878万4,650円となり、平成17年度と比較いたしまして、1,119万4,820円の増となっております。

○ 楡井委員

1,000万円以上の収入が歳入がふえたということになりますけども、逆に言えば、その分だけ父母負担がふえたということになるわけです。これで、結局、今まで穂波と穎田、これが全然取られてなかったのが、全体としては金額が3,000円に統一された結果ではありましようけれども、そういうことになっていると思います。これは、当然、利用数がふえていますから、その数もあると思うんですけども、児童数を同数と見て計算した場合でも父母負担は確実に増加していることがわかると思います。

それで、利用の児童数が年々増加してきています。この増加割合と、それから小学校の生徒、この生徒数の推移、これは同じような傾向にあるのかどうかについてわかりましたら教えてください。

○ 児童育成課長

利用者の全児童に対する利用の割合だと思いますけど、平成15年度は全児童数7,352人に対し児童クラブ入所者数が1,279人で17.4%、平成16年度は全児童数7,274人に対し児童クラブ入所数は1,352人で18.6%、平成17年度は全児童数7,167人に対し児童クラブ入所者数が1,483人で20.7%、平成18年度は全児童数7,602人に対し児童クラブ入所者数1,607人で22.8%となっております。毎年、増加傾向にあると思います。

○ 楡井委員

利用数が毎年増加していることについては、利用数でのことでもわかりますけども、全生徒中に占める比率も上がってきているというふうに、今、御報告がありました。

ところが、利用数の伸び率と、それから生徒数の伸び率、これは必ずしも一致していないということになります。結局、児童生徒数と利用数が、伸びが一致していない、こういう状況がありますけれども、利用者数はこれどんどん増加してきている。この意味するものはどういうふうにお考えでしょうか。

○ 児童育成課長

増加の要因というふうに考えておりますけど、平成15年度から18年度を見ますと、全児童数は290人減少しておりますけど、児童クラブ入所者数は逆に328人増加をしております。このことから、少子化は進行しておりますが、核家族や共働き家庭の増加などにより、児童クラブの入所者数が増加しているものと考えております。この利用者数の増加には、余裕教室を使用するなどして対応をしております。今後とも、仕事と子育ての両立支援のため、体制づくりとして児童クラブ事業の充実を図っていきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

今言われたとおり、どうしてもここに経済状況、市民の経済状況の反映ということがあって見てとれます。確かに、児童生徒に対する傷害事件とか殺人事件とか、大変痛ましい事故がほとんど連日テレビ、新聞等をにぎわしている状況の中であります。この事業は、大変そういう意味からも、生徒の安全という面から見ても大切な事業だというふうに思われるわけですね。

それで、利用したいけれどもなかなか利用できない、お金がかかって利用できないという人たちもおるのではないかとというふうに思われます。学童保育利用料の減免制度、これはどうなっておりますか。

○ 児童育成課長

利用料の減免措置についてですが、住民税非課税世帯並びに母子・父子家庭は半額免除、生

活保護世帯は全額免除と設定をしております。18年度で見ますと、母子・父子世帯などの利用料半額免除が延べ4,540人で681万円、生活保護の利用料全額免除が延べ437人で131万1,000円、合計812万1,000円を免除をしております。

○ 楡井委員

これは、非課税その他、母子家庭、父子家庭、そして非課税家庭が2分の1という負担になっているようです。それから、生活保護の世帯は100%免除ということですが、これには当然おやつ代等がかかっておりますから、先ほど父母負担がふえた分にまた上乘せになってくるのではないかというふうに思います。行革の説明方針では、これが来年3,500円に値上げされるんじゃないかというような話が漏れ聞いております。これは、ぜひこういう状況の中ですから、これは抑えるように、また値上げしないようにひとつ要望しておきたいというふうに思います。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

恐れ入ります。総務管理利用料について若干お尋ねいたしたいと思います。決算書でいえば68ページになるというふうに思います。資料でいはずっと前の方だったと思いますけど。

○ 委員長

終わっちゃうが。

○ 楡井委員

終わったんですかね。それは失礼しました。何ページから。

○ 委員長

71から97まで。

○ 楡井委員

それでは、88ページ、これも終わっちゃうんかね。これはいいですね。

総務管理費の貸付元利収入というところがあると思います。これについて1つ2つお聞きしておきます。ここに3項目の貸付金が列挙されていると思います。この3項目の貸付金の状況ですかね、内容、これについてお聞きできますでしょうか。

○ 人権同和推進課長

専修学校等技能取得貸付元利収入ですけど、専修学校等技能取得貸付資金とは、この制度は昭和62年より地域改善対策事業として、対象地域の同和関係者、またその子弟であって、将来、社会において有為な人材として活躍が期待されながら、経済的な理由により専修学校において修業することが困難な者に対して、技能取得資金として設置し、実施したものであります。同時に、技能取得の借りた世帯の生活が困窮し、技能取得金の返還することが甚だしく困難な者については返還債務の免除を受けることができます。この制度は、平成14年3月をもって廃止となっております。平成18年度決算において、貸付総額2,134万1,720円、滞納額209万3,151円、返還義務者が13名で滞納者3名でございます。

続きまして、同和地区結婚支度金貸付金元利収入ですけど、これにつきましては旧飯塚市同和地区結婚支度貸付金であります。これは、この制度は昭和48年度から、旧同和地区住民に対し結婚に必要な資金の貸し付けを行い、もって当該地区住民の福祉増進を寄与するため、旧飯塚市同和地区結婚支度金を設置、実施したものでございます。また、旧穂波町同和地区結婚支度金貸付金がありました。この制度は、昭和49年から旧同和地区住民に結婚に必要な資金の貸し付けを行い、もって当該地区住民の福祉の増進に寄与するため、旧穂波町同和地区結婚支度金貸付基金を設置し、実施したものです。この制度は、旧飯塚市は平成14年3月31日、旧穂波町では平成17年3月31日をもって廃止となっております。平成18年度決算において、貸付総額190件、貸付金総額が4,895万円、滞納額が507万960円、滞納件数

が25名、旧飯塚市が8名、旧穂波町が17名です。

また、同和地区資金貸付金、この制度は、旧同和地区の住民で、社会的、経済的自立を計るため資金を必要とする者に対して資金の貸し付けを行なうことを目的として、そのために庄内町同和地区貸付運用基金を昭和49年度設置し、運用を開始しました。18年度末現在の状況としまして、滞納者1名、19年度中に完納する見込みです。滞納額については約5万円です。本制度については、結婚支度金同様の理由で、平成9年3月31日をもって廃止となっております。

○ 楡井委員

いずれもこの3つの事業は廃止になっていると、廃止になる、または廃止にするということであります。当然、まだ残金が残っているということですから、19年度からは回収のみのことになるというふうに思われます。

それで、このことなども含めて、これまで資料の5ページ、それから6ページでおわかりのように、歳入の方では6,516万円余り、それから歳出の方では3億8,772万円というふうになっています。この差額の3億2,256万円、これは市の単費ということに理解していいのでしょうか。

○ 人権同和推進課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

依然として、県の方ではこれだけたくさん、国は制度をやめましたし、県の方も終息の方向というような状況の中で、市の単費でこれだけたくさん大きなお金を負担しなければならないということについては、昨日も私が申しましたけれども、やっぱり同和对策特別事業というようなことではなくて、やはり一般施策としてこれを取り組むべきじゃないかというふうに強く思うわけです。そういう意味で、そういうことをぜひ検討もし、改善していただきますように要望しておきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、第15款国庫支出金から第22款市債までの質疑を終結いたします。

総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております上野委員の質疑を許します。

○ 上野委員

旅費条例についてお伺いをいたします。現在、飯塚市の条例上、飛行機代については実費精算というふうになっていますが、現在、運用上どうなっているのか。また、東京、大阪みたいな大都市以外でJRで移動される場合、先方で区間移動が多い場合など、職員さんは自腹を切ってお出張をしているというふうにお聞きをしておりますが、その点いかが認識されておりますでしょうか。

○ 人事課長

旅費条例の15条で、航空運賃につきましては現に支払った旅客運賃といたしておりまして、実費精算が基本となりますが、宿泊を含めましたパック料金、これが主流でございまして、航空運賃を分離して確定することが困難なこともあり、毎月時期ごとの早割運賃を通知をいたしまして、対応をいたしております。また、確かにJR、これにつきましては「のぞみ」に自由席ができて、宿泊パックもできたやに聞き及んでおりますが、日当の削減等もございまして、旅程の関係ではかなり窮屈な状況もあるとは認識いたしております。

今後、宿泊を含めました旅費の実費精算や委託を含めた旅費事務の効率化につきましても、

事務的な課題はございますが、現実的な対応ができるような形での検討も進めていきたいというふうには考えております。

○ 上野委員

今、日当の話が出ましたが、日当の目的、意義を教えてくださいませんか。

○ 人事課長

日当につきましては、通常、旅行に必要な旅行雑費、それから食費と、昼食代というような解釈が定説でございますが、私どもにつきましては、ことしの4月から昼食代、これを除きまして、日当を半減して現在に至っております。

○ 上野委員

今、日当については、現実的には先方で区間移動される場合、JR等、東京に行かれると地下鉄等で領収書がとりにくい場合に、職員さん、充てているのではないのかなというふうに私は思っておりますが、研修とか視察関係で日程が既に確定している場合に関しては、パック料金なんかも現物支給でも対応できるのではないかな。また、行き先が既に確定している場合は、日当という支給ではなくて、そこまでの旅程が確定するわけですから、実額をお渡ししていただくと、過不足も出ないのではないのかなと思っておりますが、その点いかがですか。

○ 人事課長

先ほども少し触れましたが、パックにつきまして、航空運賃との分離自体が困難であるという状況がございました。それで、トータル、日当も含めた実費精算というお話でございますので、そういった部分を含めまして、実務的な問題、いろいろ課題はございますが、検討させていただきます。

○ 上野委員

一方、企業誘致なんか相手がある場合、いわゆる陳情とかお願いに伺う場合、約束していてもある程度の相手の都合に合わせられないかという場合があります。こんな場合、早割の航空券だと対応がきかない場合も出てくるのではないのかなと思っておりますが、その点いかがお考えですか。

○ 人事課長

状況に応じまして、原則として早割、7日前早割というふうにしてはしておりますが、それに実態が伴わない場合、それについては航空運賃実額という形で対応をいたしております。

○ 上野委員

そのときそのときに対応していただいているということですが、飯塚市では20数億円かけて工業団地をつくるんですね。飛行機代をけちって、企業誘致競争に負けましたなんてのはしゃれにならんわけですよ。今後、誘致活動には特に力を入れていただかなければならんというふうに思います。必要とあれば、首都圏、東海地区なんかには担当者を常駐させるぐらいの勢いで取り組んでいただきたいというふうに思います。また、パック料金と条例による旅費の支出との差額、また渡し切りになっている宿泊費については、市民の方々からあらぬ疑いを持たれないような精算方法を確立していただきたいというふうをお願いをいたしたいのですが、いかがですか。

○ 人事課長

質問者が言われる趣旨につきましては、私どもも重々認識いたしておりますが、適切な対応がとれるよう検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 上野委員

これは条例改正とか、運用規程とかにもかかわってくると思いますが、検討していただけるということですが、いつまでにとというのはちょっと厳しいとは思いますが、大体1月ぐら以後に御報告をいただきたいと、経過なりをお尋ねしたいと思っておりますが、対応可能ですか。

○ 人事課長

これにつきましては、私ども単独といたしますか、旅行業者さんあたりの協力も必要になってまいります。それで、今、業者さんとも検討といたしますか、勉強をさせていただいております。他市の実情の中でもいろいろ苦労があるようで、定額方式というのが主流でございますが、そういった課題を克服しながら、時期と言われましても、早急に、相手さんもあることでございますので、検討いたしたいというふうに考えております。

○ 上野委員

他市も定額対応を行なっているところも多いようですが、他市は他市でございますので、飯塚市としてきちんとした旅費条例、また職員の方々が出張に行つて自腹で行かないかんばいというようなことにならないように、早急に対応をお願いいたしたいと思ひます。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

1つ、決算書の200ページだとか、それから資料の54ページ等について、工事請負費に関連して、幾つかお聞きしておきたいと思ひます。

平成16年から平成18年、この3年間で5,000万円以上の工事で入札率90%以上のものを資料で列挙していただいております。これ3年間で61件あります。ただし、16年、17年は旧自治体分でありますから、本決算に関してということ言えば、平成18年度は23件ということになっております。この23件がもし入札率が85%というような数字であったなら、この関係で浮いたお金というふうに言っているのかどうかわかりませんが、そういう金額はどのくらいになるか、考えられますでしょうか。

○ 契約課長

仮に落札率が全体の平均が85%であった場合でございますが、18年度の23件で単純に積算しますと、全体の契約額が約25億1,000万円に対しまして約3億5,000万円の差が生じることとなります。

○ 楡井委員

一般競争入札で落札率が低下しているというふうには、他市町、県等でお聞きしているんですけども、落札率が下がると、業者の人たちの営業が苦しくなるというふうにも新聞報道等で聞いております。それで、一般競争入札のメリット、デメリットという点について、市民の立場から見た場合、どういふようなことが考えられるのかを述べていただきたいと思ひます。

○ 契約課長

一般的に言われております一般競争入札の長所でございますが、まず広範な参加機会が得られること、それから業者選定の過程が透明で公正であること、それから競争性が高まり、経済的な価格で発注ができること、それから発注者の恣意性が排除できること、それに談合のしにくい環境が期待できることなどが考えられます。次に、短所としましては、不良不適格業者の排除が困難であること、またダンピングの発生による質の低下を招くおそれがあること、それから入札手続、審査などの事務量が煩雑、また膨大になることなどが考えられます。

○ 楡井委員

今述べられましたメリットの権利が大変いいものがあるんじゃないかと思うんですね。それで、デメリットの側の不良業者といたしますか、そういう人たちを排除するのが困難だとか、ダンピングによる競争、値段のたたき合いというようなことがあつたりするというようなことがありますし、事務量が大変だというようなことが言われました。ダンピングについては、これは業者の問題ではないかと思ひます。一番初めの不良業者の排除が困難ということとか、それから事務量が大変だというようなことは、これは確かに大変だとは思ひますけれども、行政の責任としてやっつけていける感じじゃないかと思うんですね。ですから、これは一般競争入札だとか、電子入札だとか、いろいろ言われております。私は詳しくありませんけれども、今聞いた

範囲で言えば、市民にとってはいい方向ではないかなというふうな感想を持ちました。それで、もし談合情報が寄せられた場合、飯塚市としてどのように対応するのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○ 契約課長

談合情報があった場合の対応でございますが、まず手順としましては、談合情報対応マニュアルに沿って、まず談合情報につきまして、公正入札調査委員会に報告をしまして、その委員会の中で情報の信憑性等を審議しまして、その結果、調査に値すると判断された場合は入札参加者全社に対しまして事情聴取を行い、談合の事実があったと認められる場合は入札の取りやめ、また事実が認められない場合は誓約書の提出などを求めた上で入札を行なうことといたしております。また同時に、公正取引委員会や捜査機関への通報も行なうことといたしております。

○ 委員長

楡井委員、本題に入ってください。いわゆる核心というの、いわゆる制度は今総務委員会で入札制度の検討がっておりますので、核心、聞きたいことを。

○ 楡井委員

それでは、談合情報が寄せられた場合、公正入札調査委員会というようなことが言われておりますが、このメンバーについてお聞きしたいと思います。

○ 契約課長

公正入札調査委員会のメンバーでございますが、総務部長を委員長としまして、部課長、内部職員9名で構成をいたしております。

○ 楡井委員

全員行政の職員の方たちですね。ここには改善の余地があるのではないかというふうに思います。

今、委員長も言われましたけれども、総務委員会で入札制度をどういうふうにすればいいのかというのを検討中ということでもありますけれども、その進捗状況についてはここで説明できませんでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:54

再 開 10:55

委員会を再開いたします。

○ 契約課長

入札制度につきましては、現在、総務委員会の方で審議をいただいておりますので、今後、その審議の中でより質の高い入札制度を検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

それでは、別の課題、問題に移らせていただきたいと思います。

行政改革の進捗状況、これは18年度から初年度として始まりました行財政改革と称する、私に言わせれば住民サービス抑制の政策が次々と推し進められていると思います。直近の事件では、これは決算には直接関係ありませんが、保育所を民営化するというので、その説明会が行なわれたようであります。この説明会の内容として、現在の行革推進の手法が全面的に批判されたんじゃないかというふうに思っております。担当部長のインタビューの記事が載っております。予想以上に反対意見が多かったというふうな感想でありました。しかし、そういうふう言いながらも、参加者60人の方たちが民営化容認の意見は全くなかったということでもあります。そのことを反映しての意見だと思います。このような状況にもかかわらず、今後、理解を求めていきたいということで、反対の意見が多かった、賛成の意見はなかったという状

況の中でありませけれども、この方向を推し進めるという強行の意思を表明されていたよう
あります。それで、現在、行革の推進状況、それと到達、それからそのことを踏まえての評価、
こういうことについてどのようなお考えになっておられるのか、お聞きできればお聞きしたい
と思います。

○ 委員長

行革の評価ですか。

○ 楡井委員

そうです。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 57

再 開 11 : 11

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

平成18年度の行革の推進状況ということでございますが、平成18年度におきましては、
行財政改革大綱の実施計画、これは全体で98項目、推進項目として掲げております。大体そ
の効果見込み額といたしましては、大体2億9,900万円程度、約3億円、効果見込み額と
して上げておりました。結果といたしましては、約3億9,000万円ということで、効果見
込み額といたしましては大体9,000万円程度上回っております。計画どおり進んでいるも
の、また前倒しで実施したもの、また効果が薄いもの等いろいろございますが、結果といたし
ましては順調に行革の推進が図られているというふうに評価はいたしております。

○ 楡井委員

3億9,000万円を予定を9,000万円ほどふえて行革が進んでいるという状況ですが
も、幾つか中身を例示していただけますか。

○ 行財政改革推進室主幹

その主なものでございますが、例えば公共施設の契約電力の見直し、それから課税客体、こ
れは市税等の未申告の調査とか扶養の調査等でございますが、課税客体の適正把握、それから
インターネット購買の取り組み、それから市税等滞納整理対策の実施等によりまして、効果が
あらわれております。

○ 楡井委員

今、お聞きしましたような内容なんですけれども、今の3億9,000万円進んだ状況の中
には、住民の暮らしに直接かかわることの例示はありませんでしたけれども、行革の本質とし
てそういうものだという先ほど述べたとおりです。

国の政策ではあったといえ、車いすや電動ベッドを取り上げるというような貸しはがしも行
なわれてきましたし、極端な1つの例として、この間、話題にもなっております幼稚園バスの
有料化、こういう一方で21億円もつぎ込む鯉田の工業団地の造成、それからリサーチパーク
の47億円もの税金のつぎ込み、これらが明らかにこの間なってきたと思います。

そういう意味では、先ほど保育園の説明会の例を申しましたけれども、やはり行革を進めて
いく上ではどうしても住民の納得、これは市長の掲げる協働のまちづくりの基本だというふ
う考えられますので、住民の納得をよく得て、行革を進める前にやはりこういう計画だとい
う説明を十分にやって、住民の納得を得て進めていただきたいというふうに思っております。

行革に関連してもう一つお願いしたいんですが、国の法律も中止になりましたが、県も縮小
の方向にある同和対策に関してですけれども、先ほど質問しましたように、県の負担金収入が
6,516万円程度、さらには歳出の方は3億8,772万円、その差が3,200万円以上あ
るという点は先ほど言いましたけれども、平成19年度からはこれは廃止される事業も随分あ

るように質疑の中で明らかになりました。しかし、団体補助金については、これが支出、収入、非常に不合理な状況がこれも明らかになったと思います。行革のメスはやはりここにもきちんと入れるべきだというふうに思うんですね。そういう意味からして、市政の透明化、これにとっては大変意義のあることじゃないかというふうに思います。そこで、改めてお願いしたいんですが、資料として正規の決算書、さらにはそれを裏づける領収書のコピー、そして役員名、この役員名には法的立場の人が加わっているというようなことも言われておりますので、その役員名ですね。そういう意味では、人件費、行動費をきちんと受け取っている、そういう意味での役員ですね。これを本委員会に提出していただきますように、お取り計らい願いたいと思います。いかがでしょうか。

○ 委員長

執行部にお尋ねします。ただいま楡井委員から要求がっております資料は提出できますか。

○ 人権同和推進課長

今、楡井議員の方から資料要求がありましたけど、ちょっと提出することはできません。

○ 楡井委員

できない理由はまだお願いに行っていない、縄田部長の答弁でお願いに行かなければならないというようなことではあった。したがって、今、持っていないという状況で、提出できないということでありましょう。しかし、ぜひちゃんと尋ねて、来年度のこともあるわけですから、現在、執行状況の点検などもあるわけですね。このやっぱり資料がきちんとそろわないと、正規の決算にはならないんじゃないかというふうに思うわけですね。ましてや、二重帳簿的な決算書では、委員会としては納得できないんじゃないか。委員会というふうになると他の議員もおられますから、ですけど私としてもどうしても納得いかないということを強く申し上げて、ぜひ決算書を、また領収書のコピー、これをそろえるように努力をしていただきたいというふうに要望いたしたいと思います。

それから、もう一点だけ、よろしく申し上げます。これも資料を既に皆様方にはお渡ししておりますから、答弁はそう難しくはないと思います。不用額に関してであります。監査意見書の45ページにありますように、一般会計の不用額が20億9,300万円、約21億円ございます。これは、予算現額の3.5%に当たる金額になります。この3.5%にも当たる不用額が高いのか低いのか、多いのか少ないのかということについては、17年度との比較ということになりますから、ちょっと難しいかもしれません。17年は1市4町合併の年でありましたからですね。と思いますが、この比率を比較ではなくて結構です。この比率を予算現額の3.35%という比率を財政当局としてどのようにお考えでしょうか。

○ 財政課長

意見書の48ページで答えさせていただきたいと思います。

一般会計で不用額、48ページの一番上でございますが、20億9,200万円です。この分につきましては、質問者が申されますように、比率として歳出の中で3.53%でございます。この額が大きい小さいかということでございますが、普通、一般会計でありますと、歳入歳出予算を組みまして、その議会に提出させていただきまして、議決をもって歳出できるようになるわけですが、それが歳出につきましてはそれが上限額でございます。費目によりましては、例えば給付費とかいうのはある程度余裕を持って予算も組みますし、工事費もある一定の見積もり額で予算を組みます。光熱水費等なども同じでございます。その中で、それが上限という議決をいただきまして、その中で執行していくわけでございます。12月補正を途中で行ないますが、その分について余れば落としますけど、それ以降につきましては当然不用額が発生するわけでございます。それで、予算を組むときは、歳入歳出レベルをバランスをとりまして、歳入の方につきましても、この意見書の44ページでございますが、44ページの一番上で14億1,700万円、これは歳出につきまして、例えば扶助費につきましては、生活

保護でありますと4分の3の国の負担金も見込んでおりますので、そういうこともありますので、実際の一般財源の不用額といたしましてはそれの差し引きというような形になってくるわけでございます。それで、先ほど質問者が申されますように、17年度につきましては合併という状況で比較できにくいわけですが、飯塚市の15年、16年の歳出予算の比率を見ますと、15年は歳出予算349億円のうち執行残が13億7,700万円で、率といたしまして3.94%、16年は歳出予算328億円のうち10億8,900万円、これを率に直しますと3.31%で、18年の予算規模がかなり高額になっておりますが、3.53%は妥当な分じゃなかろうかと考えております。

○ 楡井委員

それでは、21億円不用額でしたですね。それで、18年度、19年度の予算を計上すると、審議するとき、約28億円だったか29億円だったか、足りないというようなことも言われてきたんじゃないかというふうに思います。21億円の不用額、大体平均並みというような状況でしようけれども、やはりもっと精査をして、不用額を大幅に出さないような状況を、私、まだ精査、各項目ごとに出ておりますけれども、それを勉強しておりませんので、ぜひそういう状況も不用額を縮めるような努力をして、予算の足りない分が幾らかでも少しでも縮められるような方に精査もきちんとしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 永露委員

簡潔にやりたいと思いますので、お願いいたします。

現在、地公法の改正に伴いまして、いわゆる再任用の制度が導入されております。それで、まず概略は認識しておりますけれども、この際ですので、再任用制度の導入についての背景と概要、簡単に結構ですので、お知らせください。

○ 人事課長

再任用制度でございますが、これにつきましては本格的な高齢社会への対応と、現役世代が少なくなっていくという少子化社会、これに対応のために労働力の確保ということで、年金制度の改正にあわせまして、60歳定年以後の労働力の確保という形の中で導入されました。それで、地方公務員につきましては、平成13年度から国家公務員再任用制度とあわせまして導入を行なってきております。段階的に、年金の改正にあわせまして、61歳から65歳までという形の段階的な雇用という努力義務が地公法の中で規定をされております。

○ 永露委員

今、背景について、2つの点を言われました。1つが、いわゆる高齢社会に伴い、若年労働者不足ということです。もう一つが、御存じのと通りの年金の改正に伴う、2つの点と言われましたけれども、いわゆる公務員に限って労働者不足なんていうのはほとんど考えられないじゃないですか。具体的に、例えば飯塚市役所において、労働者不足を補うためという具体的なものがありますか。あればおっしゃってください。

○ 人事課長

飯塚市役所ということでございますので、本市におきましては行財政改革、こういった取り組みの中で定数職員を削減いたしまして、その一部に再任用職員を活用と、そういった形の対応をいたしてはおります。

○ 永露委員

基本的には、再任用制度というのは、いわゆる段階的に、例えば来年退職される田中部長なんかは64歳から、福田部長もそうですけれども、基本的には我々の世代であれば63歳から、いわゆる1階部分がもらえるのは、満額支給されるのは63歳からなんです。ですから、田中部長なんかは64歳からの満額支給になるわけなんです。それを、その1階部分を補うための

再任用制度じゃないんですか。私はそう理解しておるんですが、間違いですか。

○ 人事課長

質問者言われますことも、その一因の1つでございます。

○ 永露委員

一因の1つじゃないんです。大きな要因なんです。それで、私は再任用制度というのが、基本的にはそういう段階的に受給年齢が繰り上がることによる1階部分のいわゆる定額部分が支給されないことに伴う補完の意味での再任用制度だと、私は大部分はそうだと思っているんです。皆様方もそうだと思っているはずですよ。それで、そうなりますと、基本的には年金対策ということが大きなウエートを占めるわけですけども、年金対策となりますと、地方公務員、例えば国家公務員でもそうですけれども、具体的に言えば、皆様方の年金の制度、これを知っておかには話にならないのですけども、年金の制度は現在どのようになっていますか。

○ 人事課長

年金の仕組みということでございますが、公務員に限ってまいりますと、まず定額部分、それから給与比例部分、それから妻といいますか、扶養家族の加給金額の部分、それから職域年金相当部分という中で構成がなされております。

○ 永露委員

今言われましたように、いわゆる公務員の方は俗に言う3階建ての家に住むんですよ、3階建てに。国民年金は1階建て、通常の厚生年金は2階建てというふうに、そういう公務員に対する少し違う手当がもう既になされているんですね。なされておるんですよ。

そこでお尋ねいたしますが、再任用に当たっての給与体系はどのようになっていますか。

○ 人事課長

再任用職員につきましては、これは給与条例の中で給料表を規定いたしておりますが、月額に直しますと、現在は短時間雇用でございます、フルタイムではございませんので、月額20万8000円という形になっております。

○ 永露委員

今言われました月額、17日間の勤務ですね。月額20万8000円です。これに、言われませんが、期末手当が入るわけでしょう。期末手当があるわけでしょう、幾らありますか。

○ 人事課長

期末手当が2.35月でございます。

○ 永露委員

皆様方、本当に食わんと思います。私が言いよることがね。言いよることが、要らんことを言うなという気持ちもあるかもしれませんが、これは我々の仕事ですから、御容赦願いたいと思っております。

飯塚市では、現在、再任用制度がとられておりますが、例えば、制度は以前からあったんですけども、例えば旧4町においてはどのような取り組みがされておりましたか。

○ 人事課長

今、手元に詳しい資料は持ってきておりませんが、旧4町についても導入がなされておりました。ただ、私の旧飯塚市のように、短時間雇用で希望者、これは対応できる部分でございますけども、雇用を行なってきたということではございませんで、そういった部分と、フルタイムで雇用したというような形で、導入については、実務的な運用については人数的には旧飯塚市ほど多くなかったというふうに認識をいたしております。

○ 永露委員

それと、先ほど給与体系の中で、いわゆる4級に該当する金額を月額給与の対象とし、その5分の4になるんですかね、25万1,000円の5分の4ですか、それで20万8000円ということだろうと思うんですけども、4級の決定については任意ですか、強制ですか。

○ 人事課長

本制度につきましては平成13年度に導入がなされて、さっき言われました再任用については1級から2級、3級、4級、5級、6級とございますが、本市におきましては、他市の状況等を見ながら、4級の導入という形で決定がなされたというふうに聞き及んでおります。

○ 永露委員

としますと、独自に4級で設定されたわけですね。先ほど言いましたように、月額20万800円と期末手当2.35月分、合わせますと大体300万円に近い金額が支給されるんですけども、一番最初申し上げましたように、再任用制度は段階的な年齢引き上げによる、いわゆる1階部分の受給を補完するための私は目的でなされておるんだらうと思っておるんですよ。そういうふうに思っておりますが、再度聞きますけども、人事課長、そう思いませんか。

○ 人事課長

質問者が言われますことも、要因の1つでございます。

○ 永露委員

また、要因の1つですか。そうしますと、いわゆる公務員の方でいうと3階建て部分の1階部分を私は補完する制度だと思っておりますから、1階部分の定額部分、1階に該当する定額部分につきましてはおおよそ幾らぐらいになりますか。

○ 人事課長

1階部分、定額部分、これは退職の時期で違いますが、ことしの3月に退職された方のこれは平均でございます。共済組合の方が出しました1つの目安でございますけども、大体月額に直しますと6万円ちょっと超えるというところぐらいでございます。

○ 永露委員

ですが、定額部分というのはいわゆる基礎年金部分ですから、国民年金と大体同額なんですよ。ですが、きのう、申し上げましたように、大体平均すれば6万6,000円ぐらいの、6万円から7万円ぐらいのものが定額部分に該当するんですよ。ですから、その部分が補完されればいいんです、本当は。その部分が補完されればいいんです、と思うんです、金額的には。そして、何でそこに月額20万円、賞与も合わせますと約300万円近い金を出さなきゃいかんのか。だから、そういうことをやるから、ほかが一般から見れば公務員だけとか、そういうふうな見られ方をややもすればされるんですよ。ですから、私とすれば、例えばここに1人に月額300万円の再任用について出して、働いてもらう。それよりも、再任用制度は制度としてはいいと思うんですよ。いいと思うから、じゃ10万円ずつぐらい払って、3人再任用してやったらどうですか。数の上での計算ですけどね。これについてはいかがですか。

○ 人事課長

単純な年金額の補てんという考え方の中ではそういう考え方もございましょうが、あくまでも労働に対する対価でございまして、就労するにはそれなりの勤務の場所に安直に3で割って配置するというようなことは可能かどうかのこともございまして、私どもといたしましては、フルタイムでございまして、17日勤務という短時間雇用、これは現場での受忍できる最低な状況だというふうに認識をいたしております。

○ 永露委員

ですから、いわゆる公務員においては、いろんな意味で身分の保障がされておるんです。職務に対して、いろんな身分保障がされておるんです。ですから、ほかではない職域加算とか、あるいは賞与についても民間では到底ちょっと普通の民間企業では考えられないような退職金が出るんです。そういう意味で、公務員に対する待遇がきちとなされておるんですよ。公務ということに対する対価として。ですから、再任用をするぐらいなら、失礼な言い方ですけども、再任用する、年間に1人300万円も払って再任用するぐらいなら、逆に新卒者を入れてやったらどうですか、新卒者を。そちらの方が将来的にもいいんじゃないですか。今、新卒は

いろんな意味でから控えられておりますけどね。今まで働いてこられた方々を無視するわけじゃないんですけども、それに対する待遇というのは結構なものが今特別になされておるじゃないですか。少し自分たちが我慢して、新卒者を入れてやろうという気持ちにはならないのですか。

○ 人事課長

再任用制度につきましては、先ほど申しましたが、平成8年の閣議決定におきまして、高齢社会対策大綱と、こういった流れを受けまして、民間でも高齢者等雇用安定法という中で、65歳までの雇用、こういったものについての義務づけ、定年制の引き下げと継続雇用制度の導入等、これが民間企業の方でも講じなければならないというような状況になって、単純に金額だけの問題ではないと。また、若年者、当然新しい職員、これについては雇用していこうということで、本年度も募集をやっておりますし、高齢者につきましてもそういった国の流れを受けた中で、国全体での取り組みでございますので、そういった流れの中で私どもも対応いたしておるところで、御理解のほどをお願いいたします。

○ 永露委員

くどくは申し上げたくないんですけども、今、民間でもと言われましたけど、国がこの制度を導入するに当たって、そして今、民間でもということと言われましたけども、こういう制度が実際に導入されて稼動しておる企業というのは特定のものでしょう。いわゆる一般の中小企業は、こういうものを導入したくてもできんのですよ。だから、あなた方が見ている民間の企業というのは、特定の企業を対比しておるだけです。そこと対比して、ですから私たちもと、この発想ですよ。少し発想が違いますか。

○ 人事課長

総務庁の総調査ということで、約8割の企業において何らかの対応策がとられておるということは報告を受けております。中小企業というお話でございましたが、当然国の方針、法律、こういった中での遵守、これにつきましては公が率先してやらざるを得ないと、やっていくべきだという流れの中での取り組みでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 永露委員

今のあなたの発言ですと、やむなくやっていると、やむなくやっているんですか。仕方なしにやっているんですか、再任用制度導入は。

○ 人事課長

やむなく、仕方なくということではございません。国の方針、現在の社会情勢に合わせた中での対応策というふうに認識をいたしております。

○ 永露委員

かたくなに言われますけども、この制度導入は国の指針は示されておりますけども、地公法の改正もあっておりますけども、その内容についてはある程度各自治体の自主性に任せてあるんですよ。ですから、その内容について、やることはいいんですけども、その内容についても少し許容範囲を持った中で、再任用を希望する方が恐らくおられると思う、この条件なら。私だって絶対にできるものならやりたいです。皆様方だってそうでしょう。来年退職される部長だってそうだと思いますよ。皆さんそうですよ、この条件なら。本当いいですよ。

でも、すべてがこれに採用できないわけでしょう。すべてができるわけじゃないんでしょう、今のシステムの中で。再任用希望される方全員をこれで救済するわけにできないんでしょう。そうだったら、その内容を自主的に扱える内容を少し扱ってでも、少し希望者をできるだけ多く入れるとか、入れられる方法をとるとかいう方策を考えないんですか、そういうことも全く考えませんということなら、そうで言ってください。

○ 人事課長

過去、17年度は旧飯塚市でございますが、雇用が再任用で24名と、19年度が26名と

いう状況でございます。それで、この部分につきましては、法的には努力義務でございますが、要望を聞きまして、対応できる方、能力のある方については積極的に受け入れを行ってきたという状況でございます。質問者が言われるような一方的に数を減らしてというようなことではございません。能力のある方につきましては、積極的な受け入れを行っております。

○ 委員長

意見としてまとめてください。

○ 永露委員

今の話からいきますと、じゃだれを再任用に入れるのかということは、ある特定の人間が持っているんですか、その権限を。人事課長ですか、総務部長ですか、副市長ですか。能力のある人、何をもって能力のある人と判断するんですか。そこら辺が非常にあいまいでしょうが。あいまいですよ。基準はないはずですよ。部長になったからいいんですか。平だからだめなんですか。そうじゃないでしょう。ですから、ある程度の範囲を持って対応できるような体制を少し考えてみられんですかということをお願いしております。それをやみくもにできませんと、そういうことはしませんというようなことなら、それはそれでいいですけど、もう一遍答弁してください。

○ 人事課長

先ほども答弁いたしました、お答えいたしました、積極的に雇用をいたしておりますというところで、希望者の方についておおむね受け入れをやっておるという状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について、すべての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決につきましては保留して、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書及び歳入歳出決算成果説明書に対する質疑終結後に行いますので、御了承願います。

また、各特別会計の審査におきましても、討論、採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては各会計ごとに行ないます。

「認定第2号 平成18年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

それでは、資料の54ページから55ページにわたって資料が提出されております。これとも関連して質疑をさせていただきたいと思っております。

現在、国の法律にもよるんでしょうけれど、2割、5割、7割という減免制度が実施されております。この減免制度は、国のものと同時に自然災害等で減免を考えられておりますが、税率の改正によってかなり金額がふえているというような状況があつて、滞納等もふえているというような方向が昨日の一般会計の税収のところでも示されていたんじゃないかというふうに思っております。これで、自治体独自にやはりこういう減免をする必要があるんじゃないか、特に飯塚市の場合は県内で4番目の大きな市になったという誇りもありましようから、ぜひそういう点を考えていただけないだろうかというのが、まず一番最初の質問であります。いかがでしょうか。

○ 健康増進課長

現在、飯塚市におきまして減免を行っておりますのは、市の条例、規則で規定いたしております。内容につきましては、災害による被害、所得の激減、収監等によりまして、生活が著しく困難となり、その回復が見込めない者といったことで、制度的に示されておるものでございます。市におきましては、特別にその他独自で減免等を行なうといったような規定は現在のところございません。

○ 楡井委員

収入の激減というふうに今言われましたが、激減の範囲はどのくらいかというのは示されますか。

○ 健康増進課長

18年度の決算につきましては、決算意見書の18ページ、失礼いたしました。済みません。失礼いたしました。減免の収入の激減でございます。前年度の所得の合計額が400万円以下という金額で、あと激減の減少率等につきましては、所得の減少率が50%以上で、今年度の所得の見込み率、金額で50万円以下の場合につきましては100%、以下それぞれの所得の見込み額によりまして、150万円を超え200万円以下の場合につきましては40%以内といったような規定を設けております。

○ 楡井委員

前年度の収入が400万円以下だった人が、これが200万円減少したと、半分減少したという人については50%ですか、の減額というようなことかと思えます。それで、国保世帯の増加が報告資料にありますし、そういう増加の中で、滞納世帯、滞納金額、これが減少してきています。そして、さらに前年度比で不納欠損の減少も見えてきています。これは、先ほど、私、滞納が増加しているというふうに発言しましたが、減少しているわけですから、これが何を意味するものなのかなということに思うわけですね。このことについて、御説明願えればお願いしたいと思います。

○ 健康増進課長

55ページの資料でございます。16、17、18と、国保の世帯数につきましては増加いたしております。その横の未納世帯につきましては、逆に減少いたしております。この世帯数、まず加入者数と未納世帯の関連でございますけれども、国保世帯の加入につきましては、社会経済情勢の影響等で、失業者、またフリーター、そういった非正規職員、社員といった方々の被用者保険からの移行といったものが大きな要因ではなからうかというふうに考えることはできると思えます。そのことと未納世帯の減少と関連づけることにつきましては、非常に難しいと考えております。ただ、滞納世帯の減少につきましては、被保険者の納税意識の納税への理解といったもの、また収納事務等の努力の結果として、喜ばしいことかなというふうには思っております。

○ 楡井委員

そういう状況の中ですけれども、滞納の内訳を見ると、必ずしも喜ばないものがあるんじゃないかというふうに思うんですね。今も執行停止も含めてですけれども、差し押さえという状況も随分ふえている状況があります。これは、昨日、納税課の方からのいろんな質疑がありました。こういう状況も1つの反映をしているんじゃないかというふうに思うんです。もう一つ、見逃せないという数字として、不納欠損の資料も示されております。1億1,266万円ですかね、6,129件というのが示されています。市税の中でも、不納欠損が1億2,700万円ぐらいだったかというふうに記憶しておりますけれども、市税全体でも1億2,700万円という数字なのに、不納欠損、国保だけで1億1,200万円、ほぼ同額という用語があるかもしれないけれども、かなりこれは市税全体と比べて国保税の不納欠損額は大きいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その考え方についてはいかがでしょうか。

○ 納税管理課長

濟いません、先ほどの市税の方は1億7,200万円ぐらいの不納欠損になっております。それでも、国民健康保険税の方が率としては調定額に対しては不納欠損が多い状況であります。これについては、国民健康保険税は所得割、資産割、それと別に平等割と均等割があります。こういう中で、それと国民健康保険税の加入世帯は、商店とか、あるいは一般企業あたりで入っていない方たちということで、どちらかといいますと低所得者が多いというのも考えられます。また、その中で均等割、平等割という形の中で、所得等が少なくてもある一定賦課されるという、そういう状況の中で、どうしても滞納世帯が、あるいは払えない方というのが市税と比べると多いというのが現状であります。

○ 楡井委員

滞納総額が10億円ですね。そして、執行停止が約7,000万円、それから差し押さえが2億2,200万円、執行停止と差し押さえの金額だけで約3億円という状況になるわけです。この人たちが保険証の取り上げが行なわれているんじゃないかというふうに思われます。ここに示されている6,000件とか5,000件とか、そういうことではないかもしれませんが、かなりの数になっている。この数が飯塚市が短期証明書が約2,000件、1,985件、それから資格証明書が865件という資料が54ページにあります。これ筑豊の各市、筑豊8市の状況が示されていると思いますが、短期保険証、さらには資格証明書が筑豊8市の中で群を抜いて多いというふうに思うんですね。あとは一番多いところでも500件弱ということになっておりますから、それを約400件、三百五、六十件多いということの数字が示されております。それから、満期保険証というふうに書いてある、これが結局短期保険証や資格証明書じゃない人たち、いわゆる通常の人たちでしょうけども、これが筑豊8市の中で唯一80%で、89.8ということで、ほとんど90%かとは思いますが、80%台という数字が示されて、一番低いということになっています。この状況がどういうことか、この状況がどういうことか、他の市では飯塚市よりも比べて随分短期証明書、資格証明書、これが数が多いということになっているわけですね。これがどういうことなのか、なぜこういうことになっているのか、このことについて説明していただきたいと思っております。

○ 健康増進課長

具体的にこういう理由でといったものについては十分に把握いたしておりませんが、短期証、資格証につきましては納税との関連がすべてでございます。そういったことにつきまして、資格証につきましては、ここに示しておりますように3.1%ということで、この資料につきましては筑豊8市でございます。筑豊8市の中で3%前後の中で推移している中でも低い方ではないという形には見れると思っておりますけれども、あと短期保険証が7.1%でございます。Dの市が資格証1.8%ということで、もちろん世帯数も違いますけれども、非常に少ないわけでございます。ただ、御質問のどういう理由でといったことにつきましては、明確にちよっとお答えはできかねます。

○ 楡井委員

よその市がどういう状況で運営されているかということについてがなかなか掌握し切れてないで、御答弁が難しいんだというふうには思いますけれども、やっぱり短期保険証の発行、それから資格証の発行、これは17年、16年という数字がありませんのであれですけど、昨日の差し押さえ件数、その他の審議の中で明らかになってきた傾向ですね。特に、18年になってぐんとふえたということになっているんじゃないかというふうに思います。

それで、質問を進めますけれども、乳幼児医療費が飯塚市の場合、4歳まで無料になった、これは大変結構なことだというふうには思いますが、この制度を利用する上で、資格証明書の発行されている方、さらには短期保険証の方たちは、この医療制度、これは利用できるのかどうかについてお尋ねします。

○ 健康増進課長

乳幼児医療制度につきましては、短期証であれ資格証であれ、すべての方が御利用できます。ただ、資格証につきましては、窓口での一部負担が償還払いの手続が必要になるということでございます。

○ 榆井委員

飯塚市民であって、国保の世帯であって、4歳までであれば、この制度は受けられるということだけでも、短期保険証は別にして、資格証明書の方は医療費全額を1回窓口で払ってくださいと、こういうふうな説明ではないかと思えますけど、そういう理解でいいんですかね。

○ 健康増進課長

そのとおりでございます。

○ 榆井委員

これを改善していこうというような方向性の検討、これはまだありませんか。

○ 健康増進課長

乳幼児に対する医療の資格証によりまして医療をちゅうちょすると、そういったことはないかとは思いますが、そういったことを防ぐといった意味、また少子化と申しますか、子供の育てやすい1つの環境、そういった整備といった意味も含めまして、乳幼児に対しての資格証明書を交付することにつきましては、現在、検討いたしております。

○ 榆井委員

ぜひ、その検討を早めていただいて、4歳以下の方がこの制度を利用できるように頑張りたいというふうに思います。それで、最後の質問になりますけれども、税率が引き上げられたにもかかわらず、18年度は現年分、滞納分、収納率が上昇しているというふうに資料にはあります。これが国保会計の明るい見通しの第一歩になるのかどうか、国保会計の今後の見通しについて、もしお答えできればお願いしたいと思います。

○ 健康増進課長

18年度の決算につきましては、国保税率につきましては改正いたしました、いわゆる合併によります旧市町の賦課額の平均をもちまして、それに見合う税率に改正したわけでございます。そういうことで、18年度につきましても、赤字が率的な単年度赤字は出ております。19年度税率改正、赤字解消に向けまして税率改正をいたしました。19年度決算でどの程度の効果が出てくるかというものは見えてくるとは思いますけれども、ただ20年度に向けまして、さらに医療制度改革等で制度の中身がかなり変わってまいります。そういうことにつきまして、現段階で現在の税率なり今の給付の状況等において、現在の被保険者の負担を据え置いた形、また下げると、そういった方向が可能かどうかということは非常に難しいというふうな判断はいたしております。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:04

再 開 13:05

再開いたします。

「認定第3号 平成18年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 平成18年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

それでは、認定4号 介護保険特別会計について、若干お尋ねしたいと思います。1つは、不納欠損等がやっぱりここでも問題になるんじゃないかと思います。平成18年度分が何件に当たるのか、これをまずお知らせ願いたいと思います。

○ 介護保険課長

不納欠損額2,041万8,424円は、584人分の不納欠損額でございます。

○ 楡井委員

そうすると、滞納額も次に教えていただけますか。

○ 介護保険課長

滞納額の7,647万86円につきましては、1,234人となっております。

○ 楡井委員

それでは、介護保険料は現在6段階で徴収されているというふうに思います。これにも当然減免制度はあるんじゃないかというふうに思います。減免制度がどういう状況で行なわれているのか、その利用状況についてお知らせ願いたいと思います。

○ 介護保険課長

18年度の市独自の減免によります対象者は39名で、減免額としまして67万3,630円を減免いたしております。

○ 楡井委員

保険料の見直しは21年度ということで、現在は4,975円ということになっております。1号被保険者数が、この4年間で大体年間400人から多い年で600人ずつ増加してきているようにあります。当然、介護保険にかかわる人が多くなっていくのではないかとこのように思われます。来年の4月からは後期高齢者医療保険制度が始まりまして、きょうの新聞によりますと、保険料が7,080円、福岡県ではというような報道もあっていました。これが平均ですから、平均の7,080円と約5,000円、これを合わせると1万2,000円の毎月保険料、75歳以上の人は保険料と後期高齢者医療保険の保険料を払わなければならない、そういう非常に大変大きな負担になってくるわけです。これで、値上げというのなかなか大変です。それで、後期高齢者の保険制度と絡まった制度の運用というのがなかなかきつい負担があると思います。これで、一層の減免制度等も考えられなければならないんですが、後期高齢者の方のこれはまた後の議会等にもなるかと思えます。今年度の決算から判断をいたしまして、現在の保険料、これで将来とも維持できるのかどうかの見通しについては検討できませんか。

○ 介護保険課長

介護保険料につきましては、3年を1つの期間とする財政計画に基づきまして、介護保険料を設定するようにはいたしております。平成18年から平成20年度までの3カ年は4,975円ということで、次期計画、平成21年から23年につきましては、去年、18年、19年、そして20年中途までの給付の実績等を見まして検討していくこととなりますので、今の時点で保険料がどうなるということは申し上げられませんので、御理解をお願いいたします。

○ 楡井委員

監査意見書の方のページで21ページになりますけど、歳入と歳出の表が出ています。これでは約5,000万円ぐらいの黒字になっているというふうに見えますけど、5,000万円ぐらいの黒字という理解でいいでしょうか。

○ 介護保険課長

21ページの介護保険特別会計保険事業勘定では、歳入歳出差し引きのところでは4億2,107万1,348円の実績の黒字ということになっております。今、委員さんが言われた5,000万円というのは、収納未済額ではないかと思っております。

○ 楡井委員

そうですね、上の方の数字を見ればいいわけですね。4億2,100万円ですね。わかりました。それで、ちょっと待機者の数を、特別養護老人ホームへの待機者の数の調査なんですけれども、これはわずかではありますけれども、待機者が減少している。結局、減少している原因と伺いますか、これは入所がどんどん進んで減っていったのか、そういうところの原因をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○ 介護保険課長

ここの資料で上げております待機者と申しますか、特別養護老人ホームの状況の推移は、市内の11施設に申し込まれた方の単純集計でありまして、複数の施設に重複して申し込まれた方とか、あるいは市外から申し込まれた方がおりますので、実際の人数とは若干違うと考えられます。しかしながら、その中で自宅待機者が17年3月末で252人から19年3月末で232人と、若干減少しているという傾向はうかがえます。でも、この原因といたしましても、確たることは言えませんが、認知症高齢者グループホームとか、あるいは介護付きの優良老人ホーム、または特別養護老人ホームなどの居住系施設の整備が進んだためではないかと推測いたしております。

○ 楡井委員

今のお話では、いろんな施設、特別養護老人ホームの別の介護保険関連のいろんな施設ができて、そっちの方に回った人がおるといようなことが原因じゃないかというお話ですが、何年も待たなければ入れないというのが今までの話の通例として出てきていました。そういう意味で、入れないからやめたと、あきらめたといような数字はこの中には加味されていないでしょうか。

○ 介護保険課長

ちょっとそこら辺の理由と伺いますか、は把握いたしておりません。

○ 楡井委員

それから、約4億円ほどの黒字が残っている状況があります。この4億円の黒字を、あと2年しなければ保険料が見直しができないから、これはちょっと先のこともあるから使えないといようなこともあるかもしれませんが、あえてここでお願いしたいんです。この黒字を使って、特別養護老人ホーム、市のこれを設置すると、建設するといようなことが考えられないのか。それから、せめて法の改正によりまして、車いすや電動ベッド等が貸しはがしに遭って、今、市民のところから取り上げられているといようなことがあります。これを市の独自策として、半額補助するとか、3分の1補助するといようなことで、車いすや電動ベッドを使ってもらおうといような施策は考えられないのかどうか、その点について御答弁願いたいと思います。

○ 介護保険課長

先ほど介護保険特別会計の質疑の中で、4億2,107万1,000円ほどの黒字ということをお申し上げしましたが、その中で繰越明許を除く実質収支額は4億1,569万9,000円で、ただその中に国、県負担金、あるいは支払い基金交付金の超過交付分がございまして、その中で19年度の予算で返還しなければならぬものが2億1,518万8,000円含まれております。それと、また保険料の還付未済と申しますか、今から被保険者の方に戻さなければいけない部分も460万7,000円含まれております。実質的に保険財政上の黒字額といたしましては、1億8,490万4,000円となっておりますのでございます。それと、今、委

員がおっしゃいましたが、まず特別養護老人ホームの建設ということでございますけれども、今現在、市の事業計画並びに県の事業計画の中で、居住系施設の整備等は進んでおりますけれども、次年度以降、次期ですね、平成21年度以降については、認定者の伸び、あるいは待機者の状況等を考えて、施設整備等が図られるものと考えておりますが、市の方で直接建設ということは現在の状況ではちょっと考えられないのではないかと考えております。それから、もう一点、車いす、あるいは電動ベッド等特殊寝台の件でございますけれども、昨年の法改正に伴いまして、軽度認定者の方につきましては、要介護認定の調査結果に基づき、身体の状態に応じて保険給付により利用できるサービスになっております。法改正の趣旨が、介護予防に沿った利用法ということになっておりますので、法改正の趣旨及び市の厳しい財政状況から、市独自の助成制度は困難と考えております。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

では、認定5号についてお尋ねいたします。貸付件数、それから貸付総数、2,122件というふうに資料にはなっております。貸し付けを受けている対象戸数、これが2,122件ということに比べれば多いんじゃないかというふうに思いますけれども、この制度を利用される条件に合った戸数、これは総数それぞれ何戸になるのか、わかりましたら説明してください。

○ 人権同和推進課長

貸付件数が2,122件ということですが、これは土地も1件、建物も1件になっておりますので、合計して2,122件という形になっております。

○ 楡井委員

そうすると、土地の関係と家の関係、それぞれ1人で2件借りているということもあり得るわけですね。それでは、筑穂町について何点かお尋ねします。筑穂地区の収納率が全体として低い状況にあることは表のとおりであります。なぜ筑穂地区の収納率が特に低いのか、逆に滞納ないし貸付金額が群を抜いて多いのか、このことについて御説明願います。

○ 人権同和推進課長

旧筑穂町ですけど、17年度と18年度をちょっと見てもらえばわかるんですが、滞納件数については減っております。それで、平成18年度についても、今19年度も同じですけども、特に筑穂の場合に、私も徴収について何回か行ったんですけども、分納で例えば月5万円ずつ払ってもらわにやいかないのに、筑穂の場合は例えば1万5,000円を毎月払っていただけるということで、どうしても滞納が3万5,000円ずつになっておりますので、1万5,000円やないで、それ以上徴収するといっても、どうしても今までの流れで、自分は1万5,000円を払っているからということで、どうも滞納を徴収に行ってもどうもそこが難しいところがあります。それで、今、過年度からずっと入れていますので、どうしても筑穂の場合は徴収率が下がっている状態になっております。

○ 楡井委員

何か今の説明はよくわからなくて、何か言われますといったらごまかされたような感じになるんですけど、17年と18年の滞納のところを見てもらったら減っているというのは、91件と86件、この数を言っているんですかね。同じ傾向だと思うんですよ。そのことを言ってい

るんですか。結局、今の説明は逆じゃないかと思うんですよ、私は。というのが、17年度は91件の人、わかりやすく91人と言いましょね、人かどうかわかりませんが、91人の人が滞納をこういうふうにしたけども、滞納にお金を納めたけれども、18年度は86人しか納めなかったというふうに見るのがこの表じゃないんですかね。それとも、滞納をこの間5人の人が納めてしまうと、そういう意味ですね。わかりました。そういうことでありますけれども、依然として収納率が60%台、逆に17年度に比べたら18年度は収納率が下がっていますよね。今言われたような成果はあったにしても。この点についてはどういうふうにご考えられますか。

○ 人権同和推進課長

先ほどちょっと説明が悪かったんですけども、どうしても過年度の方から筑穂町では取っておりますので、過年度の方から取っておりますので、現年度徴収が下がっているのが現状でございます。

○ 楡井委員

国民健康保険等は、現年度優先で徴収するんですよ。滞納分は後回し、というのも現年度の率を上げないと、補助金とか賛助金とか、そういう関係があるんでしょうけども、住新の貸し付けはそれが逆だと、こういうことになっているわけですか。それとも、筑穂だけが逆で納めているんですか。

○ 企画調整部長

徴収率が現年度分に限りましては、平成17年度の現年度分の収納率が69.31、18年度の現年度分の収納率が66.46%ということで、約3%程度、徴収率が低下しております。これにつきましては、今、担当課長が答弁しましたように、過年度からいわゆる分納金額を入れていっております。過年度金の徴収率については若干の伸びを示しておりますが、過年度から入れているということで、現年度分の徴収率が若干ながら低下しております。国民健康保険税は現年度優先ということで、現年度からそちらの方に入れている状況がございます。これにつきましては、調整交付金のペナルティーというのがございますから、国保税については現年度優先ということで入れております。しかしながら、住宅資金貸し付けにつきましては、過年度分から入れていって、過年度分から滞納を解消していくというような方向をとっておりますので、このような状況が生じております。

○ 楡井委員

過年度分も含めて、18年度の収納率というのは出されているんだと思うんですね。現年度分と過年度分と合わせた金額が66.46%でしょう。そうなってくると、ほかのところは71から100まで含めて高いわけですね。筑穂だけがこれだけ。それから、貸付金総額19億6,300万円ですね、ほぼ。それが現在でも14億円ですか、たくさん残っていますね。余り減ってない状況があるわけですね。ですから、どうしてもおかしい状況があるんじゃないかというふうに思うわけです。先月の質疑の中で、筑穂町の解放同盟の町協への補助金が140数万円ということで、145万円ぐらいでしたか、飯塚市よりも大きいというような状況が明らかになったと思いますね。そういう状況の中で、住新に関する問題でいえば、皆様方からの説明は、町協による行政への貢献、それによって補助金を出しているということに説明がありましたけど、住新の貸付金の回収に限ってはそういう貢献は行なわれていないんじゃないですか、少ないんじゃないですか。そういうふうに今、私自身は思うわけですが、いかがですか。

○ 人権同和推進課長

住宅新築資金につきましては、運動団体が関与したのは、庄内のみが運動団体が関与しておりますけど、あとは関与しておりませんので。

○ 楡井委員

運動団体が関与しなかったというふうに今言われたんですけど、そういう意味では、住宅新築資金を貸し付ける運動といいますか、そういう機関があったわけですけども、そういう状況の中で解放同盟の方たちは全然これに参加しなかった、紹介をしたり、事務の作業をしたり、そういうことをしなかったということですか。

○ 人権同和推進課長

私の聞いたところによりますと、庄内の方だけが運動団体が貸し付けには関与しましたが、あとの1市3町については関与していないということです。

○ 楡井委員

それは100%認めるとしましょう。そうすると、やはりこの面での筑穂町の町協による行政への貢献というのがないというのははっきりしました。それで、現在、借りている人、特に滞納している人、86人ですか、おられるんですけども、この人たちの中にお互いに保証人になっている、私が借りる、私の保証人に齊藤さん、市長になる、齊藤市長が借りる場合は私が保証人になる、こういうふうな関係の保証人のなり合いってことといいますか、こういうのはありませんか。

○ 人権同和推進課長

余り好ましくはないんですけども、調べた結果、あります。

○ 楡井委員

その人たちの中に、当時、お金を借りる時期に、筑穂町の解放同盟の役員をされている方、こういう人たちはおられませんか。

○ 人権同和推進課長

今、委員が言われたように、当時の役員とかいうのはちょっと私もわかりませんが、ただちょっと言えるのは、会員の方について実際滞納されている方もあります。

○ 楡井委員

そこ辺は大事なところだと思うんですね。かつての役員の名簿、皆様方が次々に退職されたり任務がかわったりされるから、なかなか大変だとは思いますが、当時の役員名簿その他がきちんとありますから、それを掌握してもらうことがこれは必要なんじゃないかというふうに思うんですね。このことは、去年の決算委員会のときも言ったように思うんですね。それで、滞納者のうちに差し押さえを実行している、そういう件数なり金額なりがありますでしょうか。国保、市税、ここにはこういう差し押さえがかなり今年度ふえていると、18年度はふえているということが明らかになりました。住新の滞納についての差し押さえの状況を教えてください。

○ 人権同和推進課長

現在、差し押さえをしている件数はありませんけど、今度2件、公正証書による債務の承認を得て、分割誓約を行ないます。これは公正証書による債務の履行を行ないますと、支払いを行わない場合は即強制執行ができるようになっております。

○ 楡井委員

国保、市税、こういうところには相当厳しい状況があって、先ほど言いましたけど、赤い紙で通知もあるというような状況があるにもかかわらず、この件に関しては、この会計に関してはそういうのを全然行なってないと。今年度ですか、19年度、やっと2件入るといような状況ですよ。これは差別というふうに言われるのは、これは逆差別に当たるんじゃないかというふうに思うわけですね。それで、去年の決算のときに、10年以上1回も納めないと、支払いがないという件数が17件ありました。それから、15年以上払ってないという人が9件あったと思います。さらに、19年にわたって1回も払ってないというのが1件あるということが明らかになったと思います。この27件について、解決のためにどのようなこの1年間努力されたのか、先ほど2件を公正証書によって処理するという報告がされましたけど、この

27件の中に入っているのかどうか、そのことについてもあわせてお尋ねいたします。

○ 人権同和推進課長

長期滞納者がこの1年でどうなったかということですが、平成18年度決算での滞納件数は266件について、本人死亡が42件、行方不明が24件、本人の返済意思の欠如が81件、退職等による収入減が25件、営業不振が25件、生活保護が12件が主な理由ですが、本人の返済意思の欠如が81件でしたが、現在58件となっております。これからも、滞納については徴収に頑張っていきたいと思っております。

○ 楡井委員

私、そんなものは答弁を求めてはおりません。先ほど言ったように、10年以上、15年以上、19年以上、27件、このことについてどうなりましたかというお尋ねなんですけど。

○ 人権同和推進課長

15年以上については22件、変わっておりません。10年以上については、議員の言われる15年以上の件で申しますと、滞納理由として、本人死亡、保証人が行方不明、15年以上についてはそういうのが主な理由となっておりますので、ちょっと私どもも長期滞納者、15年以上についてはちょっと調査するにも行方不明などで調査ができないところがあります。

○ 楡井委員

それでは、10年以上の1回も払ってない人が17件、それから15年以上1回も払っていない人が9件、そして19年以上1回も払ってない人が1件、合計27件あるわけですよ。この人たちを1件1件、できれば我々にきちんと今言われたような文言でなくて、資料としてきちんと出していただかんと、我々としても検討がしにくいんじゃないかというふうに思うわけです。それで、この間、17件、9件、1件、1件1件調べて、その報告をお願いしているわけですよ。これが今のような総ぐるみのような感じでの報告では、理解しにくいと思います。そういう意味では、実際に解決した件数が1件もないということなんじゃないでしょうか、この27件については1年間かかって。

○ 人権同和推進課長

1件1件ちょっと言うのもあれですので、15年以上の滞納者の内訳につきまして言いますが、1件1件言っていく形になりますかね。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:37

再 開 13:40

委員会を再開いたします。

○ 人権同和推進課長

長期滞納者の理由については、本人死亡、行方不明などであります。その中でも、まだできる分につきましては、分納金月々2万円とか月々1万円を取っております。

○ 楡井委員

そうすると、この27件に限らず、回収が不可能だという部分も出てくるんじゃないかと思うんですね、筑穂に限らず、ほかのところも含めて。そういう金額がどのくらいあるものなのかということなどもはっきりしないと、この会計そのものが成り立たないような状況になってくるんじゃないかと思うんですね。それで、当初予算の大体決算のときには、当初8,000万円を今年集めようというふうに予算を組んでいたところ、大体その半分程度でおさまっているとかいうようなことになってきて、当然これはその穴埋めとしては税金で納めていっているというような状況にもなってくるんじゃないかと思うんですね。ですから、そういうのをきちんと掌握して、回収不能な分は回収不能な分、それについてはどう手当てをするか、こういうことはきちんと整理していただかなければならないというふうに思います。そういう意味

では、この件については焦げつきになる、そういう意味でのおそれがありますから、本特別会計の健全な運営、そして終息のために、きちんとした方策を考えていただきますように、また何らかの機会を通してお聞きしたいというふうに思います。総計まだ57億200万円ですか、こういう大きな貸付残が残っているわけです。滞納だけでも、5億7,000万円ですね、失礼しました。5億7,002万円ですか、57億円でしょう、残りは。これは貸付総額、失礼しました。貸付総額がですね。そういう状況で、かなり大きなお金が残っているということは間違い、33億円ですか、この金額になるんですかね。3億6,600万円、違いますね。

(「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり)

ちょっと待ってください、もう終わります。

結局、大きな金額が残るという状況の中で、滞納額も大きいというようなこともありますから、ぜひきっちりした方針を立てていただきますようお願いしたいというふうに思います。

どうも失礼しました。よろしく。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 平成18年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

濟いません、それではオートレースの収支についてでございますけども、この近年というか、今までの経過にわたって、ちょっとお知らせを願いたいと思います。一緒に、入場者数等についても、わかる程度でようございますので、お願いしたいと思います。

○ 事業管理課長

それでは、近年の飯塚オートの状況につきまして、現状につきまして御説明申し上げます。長引く景気の低迷の中、レジャーの多様化等により、どの公営競技におきましても売上額及び入場者が減少する等、依然として厳しい状況が続いているところでございます。そのような状況下で、オートレース業界といたしましては、平成17年度から大規模な構造改革に取り組みしました。収益の上まらない本場開催を減らして、収益の上がる場外発売を大幅にふやすことに努めたところでございます。具体的に飯塚オートで御説明申し上げますと、本場開催を108日から88日に20日間減らしました。それで、経費の節減を図ったところです。それから、場外発売につきましては、106日間やっておりましたものを245日までふやし、さらに電話投票及びIネット投票等の促進を図って、売り上げの向上に努めてきたところでございます。今日では、従事員の出勤調整の実施及びパート化による賃金の引き下げ等を初めとして、各種委託業務の見直しなど、経費削減に努めているところでございます。平成18年度の収支につきましては、大規模な構造改革の効果、それから経費削減の努力によりまして、入場者が前年度比で約3万人、率にいたしまして8.8%減という状況の中で、売り上げにつきましてはわずかでございますが0.2%の増加、その収支につきましては、施設改善のための施設改良基金に2億7,000万円積み立てることができました上で、約70万円ではございますが、黒字を計上することができたところでございます。入場者の推移の状況でございますけれども、今、8.8%の減ということでございますけれども、これにつきましては実績で31万1,439人の入場者でございました。

○ 八児委員

そういう状況である中で、選手の方の収入というか年収についてどんなになっているのか、

お聞かせ願いたいと思います。それと一緒に、あわせて新人の方が採用とか、そういうものがあれば、一緒にお答え願いたいと思います。

○ 事業管理課長

選手の平均年収でございます。全国では選手数が一応466人、飯塚ロッカーに所属します選手が79人おります。年齢層は一応20代から60代までで、飯塚では20代が30人、それから30代が27人、40代が9人、50代が11人、それから60代が2人でございます。そういった状況の中で、平均年収といたしましては、概算でございますけれども、1,351万2,138円でございます。なお、今後の新人選手の配属予定でございますけれども、今年度19年度におきましては新規選手の採用資金がございまして、20年度以降に全場で約20名の新たな選手が誕生する予定でございます。

○ 八児委員

そういうことで、若い選手も入ってきておられますので、年収も結構あるんですけども、そういう魅力ある仕事の1つかもしれませんけれども、そこでやはり飯塚オートレースが皆様のどうか市民のためのレースとして認知していただく、また周辺の方にたくさん来ていただけるように、そういう考え方の上に立って、ひとつ提案というか、今、協賛レースがたくさんありますけれども、個々の小さいレースがまだまだたくさんあると思いますので、協賛レースを募ってみたいかがかと思うんです。例えば、市長がおられますけど、一番食品の記念のレースとか、そういう形で選手に励みのある、そして年収もやっぱ少しでもふえていくと、金額が多少にかかわらず、若干でもいいと思うんですよ。そんなに高くは、個人の何というか、金婚式の記念のレースをしていただくとか、そういうことで周辺の方に知っていただいて、飯塚オートレースの認知を高めて、今後のますますの発展に寄与していきたいと、そのように考えてみたらどうかと思うんですけども、この点についていかがでしょうか。

○ 事業管理課長

現在、飯塚オートにおきましては、レースそのものの1つの1節の開催には冠をつけて、今、実際に事業を運営しておりますが、議員が言われますように、個々のレースごとに何々様の金婚記念レースというような形でレースを開催いたしますと、当然御協力いただきましたファンの皆様が当然家族連れでそのレースを見に来られたり、友達を連れて見るとか、いろんな形の中で来場者、ファンの増加につながるものだと考えております。そういった中で、選手にも当然力が入ってくるでしょうし、一つのそのレースに対する賞金がかかったというような、何かプレミアがかかったような形でレースを開催すれば、非常にユニークなレースの開催ができるものではないかというふうにも感じております。なお、私どもも当然新規ファンの開拓なり、専用場外の発売場の推進とか、電話投票、Iネット投票等の促進とか、いろんな形で売り上げ増大に貢献を考えております。そういった中におきまして、今後も飯塚オートが健全な運営ができるように、なんなんと智恵を出しながら努力していかなければならないと思っておりますので、今、議員が言われますような案につきましても、今後、検討俎上に上げて、みんなでよりよいレースをつくっていききたいと思っております。

○ 委員長

いいですか。次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

レース場に関連いたしまして、305ページ、事務費委託料並びに宣伝費等を含めまして、質疑をさせていただきたいと思っております。今、お話の中で、昨年度については70万円の黒字だったというお話がございました。ただ、これが本当に70万円の黒字と言っているものかどうかという部分に関しては、疑問に思っております。こちらに関しては、交付金とか、出さなくてはいけない部分について繰り延べしている部分等がございましてね。そういった部分を合わせますと、単年度としてプラスなのかマイナスなのか、それがどうなるか。あわせて、

累積でどのくらい赤になっているのかをまずお聞かせいただけますか。

○ 事業管理課長

ただいまの御質問は、私どもが経済産業大臣からいただいております事業収支改善計画に基づく経費の使い方についての御指摘だろうと思います。これにつきましては、平成18年度に延長をさせていただきました額のうち、4億4,000万円を臨時従事員、共済会に支出いたしました。これは、私どもの考え方といたしましては、退職金というのは基本的には将来これを負担して、従事員に支払わなければならないというようなことから、そして今後は従事員のパート化というのが実現したというような経過もあります。したがって、私どもは将来の負担すべき額が事前に解消したというようなとらえ方でございます。そして、従事員のパート化などをしましたことから、今後は賃金の削減効果があらわれるというようなことで考えております。一応、現在の累積の赤字と申しますか、私どもで累積しています額につきましては、約6億720万円が私どもの赤字の累積した額として考えております。

○ 江口委員

今お話の中では、4.4億円が退職金相当分なので、これについてはそれを単年度の支出として見るのは適当ではないかと思っているというふうなお話がありました。ところが、その他の施設改善等を十分なだけ積んでいるかということ、それもそうではないわけですよね。そう考えると、それを差し引くと、その分もある意味赤と思わなくてはならない部分があるかと思っています。そして、今、6億円というお話がありましたですね。そうすると、ぎりぎりのところに来ているんだと思っています。レース自体が本当に続けるのがいいのかどうなのかですね。各地を見てもそうですよね。競馬もそうですし、その他、オートレースの中でもやめようかというふうなところも出てきている現状の中で、本当にこれを超えるだけの収支改善計画が順調にいつているかどうか、また収支改善計画が妥当なものであるかどうかという部分が問われてくるんだと思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○ 事業管理課長

収支改善計画が順調に進んでおるのか、それを行使することが妥当なのかという御意見もございます。それから、レース場自体の存続についてのお話もいただきましたが、基本的にレース場の存続につきましては、私ども、あそこのレース場自体を維持していくことは、あそこを1つの企業ととらえまして、非常に雇用を創出しておるというような、非常に経済的な意義があるのではないかと。基本的に、大きな企業を御指名していただきましても、飯塚にはそれに値するような企業はない、そういうふうな意味からも、そういうふうな雇用の場としての役割を今日まで果たしてきております。それから、収支改善計画の妥当性につきましては、今言われますように、私どもといたしましては、今いろんな収支改善に基づく事業を開始して、今後、維持していかなければならないと。そういった中で、基本的に収支の健全化に努めていく、その大きな指針といたしまして、私ども日ごろからオートレース場をギャンブル場じゃなくレジャー施設というような1つの位置づけを持ちながら、イメージチェンジを図りながら、ナイターのレースの開催やソフトバンクとの提携、それから地元タウン誌等との連携によりまして、とにかく若者をとにかくレース場に引き込んで、楽しい遊び場として、楽しい交際の場として利用していただけるような、ファンの皆様へオートレース場を見ていただくように、新規ファンの開拓等を主眼に置きながらやっております。それで、おかげをもちまして、そういうふうな形の中で交付金の延長されたお金を利用させていただいて、とにかく事業の引き続き健全化に向けて努力をしたいというのが私どもの目標でございます。

○ 江口委員

交付金の繰り延べという部分は、ある意味、延命措置ですよね。本当にぎりぎりなので、とりあえず延命措置をつけよう。その間に何とか抜本的改善をやってくれという話だと思ふんですね。ある種の企業と考えると、大きな雇用の場というお話がありました。であるにして

みても、企業であるならば、それこそ黒でなければ、ある意味存在価値がないという話になるかと思います。じゃ、雇用の場があるから、どんどんここが赤字垂れ流していいのかというと、そうではないはずですよ。そういうお話をされるのであれば、これが例えば事業費規模がこのぐらいある、です。で、経済波及効果としてはこのぐらいある、赤がこのぐらいなんだけれど、黒がそれによるプラスがこのぐらいだから、差し引きここまでは我慢ができるとかいう、そういった試算が必要だと思っております。そしてまた、整理をするにしてみても、実際にやめるかやめないかを話しするにしてみても、じゃやめるためにも幾らかかるのかという試算も必要だと思っております。そういったところの試算はなされているのでしょうか、どうでしょうか。

○ 事業管理課長

今お話にあります収支につきましては、基本的には最終年度末に収支を締めて出して、結果的にそれが赤か黒かというような判断をしている状況でございます。ただ、基本的に私どものあらゆる事業におきまして、いろんな改善策、またはアンケートとか、いろんな形の中で意見を聞いたりもすることがございます。今回は、私どもがいろんな形の中でPRをしたりしますのには、やはり日動振等のお話とか、ここでいろんなデータ等を収集しました情報をもとに、いろんな形で事業を推進しているところもあります。

○ 委員長

売る気あるかと聞きよるんだったよね、それだけやがね。

○ 事業管理課長

それで、今、オートレース事業をやめる場合にどのくらい要るのかと、そういうふうなのは一切しておりません。

○ 江口委員

企業であって、経済効果がというのであれば、それに対する試算は必ず必要です。そしてまた、整理するときの試算を、この時期に来ているのですから、きちんとして中であっていかなくてはならないと思っております。このことについては、ぜひ今からでもやっていただきたいと思っております。実際に、18年度、収支を改善するためにいろんな策をされたと思っております。その中で、まず出を減らす努力、委託料、いろんなものがあって、結構大きな金額があるわけですが、これの中でこういった出を減らす努力がなされたのか、お聞かせいただけますか。

○ 事業管理課長

特に、出を減らすところにつきましては、私どもで経費を節減しました部分につきましては、基本的に18年度につきましては、第3発売所というところがございまして。その発売所を平成18年度には閉鎖をいたしました。それで、そこにかかります投票事務の関係、それから警備の関係等が削減になったというような状況でございます。ちょっと1つずつ述べるといことがちょっと言いにくいものですから、ちょっと申しわけございませんが、一応そういうふうな発売所の閉鎖ということでございます。

○ 江口委員

そうしますと、第3発売所の閉鎖に当たって、どのくらいの金額が減ったのかをお聞かせください。あと、済いません、委託料にちょっとこだわるんですが、委託料、これ前年比どのぐらい減ってたりするのか、お聞かせいただけますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 14：05

再 開 14：16

○ 事業管理課長

一応、委託料等の事業効果ということでございます。私どもといたしましては、一応従事員

の第3発売所を閉鎖したこと等によりまして、従事員の賃金が大体年間88日開催いたしまして2億円の経費がかかっております。しかしながら、閉鎖した従事員の分を各売り場等に回したりいたしました関係もございます。そうしますと、直接的に効果額としてあらわれておるのは3分の1程度ではなかろうかと思っておりますので、そういった意味では6,000万円近くの数字に効果があらわれているのではなかろうかというふうに考えております。

○ 江口委員

ぜひ、やはりそういったところできちんとした数字の積み上げをしていかないと、収支改善計画といいながら、十分な転換にはなっていないんだと思っております。出の方ではなく、次に入りの方、お客様に入ってもらおうための努力の点についてお聞きいたします。先ほどお話の中で、ぜひギャンブルではなくレジャーとして、そして若者に来ていただきたいというお話がございました。ギャンブルではなくてレジャー、確かに僕もそうだと思います。ギャンブルではなく、モータースポーツというふうな形できちんとして売っていただきたいと思っております。ただ、果たしてその方向になっているかという点、本場開催は減って場外がふえるということは、果たしてどうだろうという部分で思ったりはしております。また、あわせてテレビの放送とかを見てみましても、じゃそこが本当にギャンブル性ではなくてスポーツというところが売れているのかなという点、まだまだ疑問に思っております。宣伝費についてなんですが、約2億円使われているわけです。この2億円の金額を使って、客層が変わったかどうか。8.8%、お客様が減りましたというお話がございました。その中でも、これこれこうやって、若者の層が確実にふえているということが言えるだけの効果が上がっているかどうか、その点についてはどうお考えでしょうか。

○ 事業管理課長

私どもが基本的にこういうふうな広告を出しまして、いろんなお客様に呼びかけておるわけでございます。広告の呼びかけにつきましては、1つは通常開催日の告知、それからG1やSG等のグレードの高いレースを開催するときに、各種イベントなんかを紹介する告知なんか、単発的にやっているわけでございます。こういうふうな宣伝、お知らせをするに当たって、現状的に私どもとしては評価というか、効果を測定というのはできておりません。そういった状況の中、非常に難しい効果測定でございます。したがって、私どもといたしましては、目視では本当やっぱ若いお客さんたちが男女一緒にお見えになるとか、御家族でお見えになるとか、そういうふうな形が多くなったねというような、大変申しわけございませんが、印象でしか判断をいたしておりません。

○ 江口委員

今、課長は若いお客さんが多くなったねというお話をされましたが、私は別な話を聞きます。だんだん年をとってきたよねと、来られるお客さんがという話を聞きます。そして、施設も考えると、私はそちらの方が当たっているのかなと思っております。じゃ、こういった部分に関して、きちんと効果を測定していかないと、広告の打ち方自体も変わるわけですよ。郵便局が民営化になって何が変わったかという点、あそこで例えば切手を買いに来的お客様、年齢層、男女、入れていくわけですよ。コンビニはずっと昔からやっていたことですよ。その中で、こういったところでお客様に来ていただけるんだというところで、その時間帯に合わせて商品設定もするとかいうわけですよ。コンビニは、周りの小学校、中学校の運動会の日まで調べられるわけですよ。そういった部分をやっていかないと、効果的な広告は打てません。あと、広告の中で1点お聞きしたいのが、広告代理店等から提案があるかと思うんですが、その中でこういった形でやっていったら、こういったところの新しいお客様が見込めるとか、そういった部分で提案等をしていただく形でやっておられるのかどうか、それとも去年どおりぐらいの形で何本CMを打ちたいと、あとは単価だけの話よというふうな形になっているのか、そのあたりはどんな感じでしょうか。

○ 事業管理課長

今、議員が言われますように、旧態依然としたと言うたら申しわけございませんけれども、前年度のような形の中で話をさせていただくことは多々ございます。しかしながら、各事業者におかれましては、新しいそれこそ知恵をおかりするというような形の中で、いろんな形の提案話はさせていただきますけれども、こちらからこういうふうな指示とかいうのは特に持ち合わせてないというようなどころでございまして、業者にゆだねておるところが多々ございます。

○ 江口委員

新しい提案等もあるというお話でした。およそこのうちの何割ぐらいが、そういった新しい提案に基づく執行になりますでしょうか。

○ 事業管理課長

特にはそういうふうなイベント等を打つ場合には、いろんな形で提案をしていただきますけれども、企画、デザイン、例えばポスターなどのデザインとかいいますと、そういうふうな企画会社をお願いしたりとかしております。

○ 江口委員

その割合はわからないというところですかね。

○ 事業管理課長

提案の企画の割合等々を言われましたときには、ちょっと数字的に持ち合わせるものはございませんが、企画会社が1社いるのは確かでございます。

○ 江口委員

本当にぎりぎりのところに来ているわけです。これから後、本当に続けるかどうかというところで、どのぐらいまで、今6億円の赤字、これがどのぐらいまで膨らんだときに決断をしなければならないと考えているのかというのが1点。そしてあと、他場とかで検討され、実行されつつある民営化、民間委託等についてどのように検討なされているのか、1点、その2点お聞かせください。

○ 公営競技事業部長

今、委員御指摘のように、非常に厳しい状況が続いておことは確かでございます。ただ、ぎりぎりかどうかというのは多少認識が違ひまして、我々は、御存じのとおり、14年、15年、16年と赤字を出してまいりましたけど、先ほど課長も答弁しましたように、17年度からは業界挙げて大規模な構造改革に取り組んで、その結果として黒字に転じております。18年度につきましては、さっき収支改善計画のことを申されましたけど、収支改善によって納付を延長していただいた4億7,000万円のうち4億4,000万円を使って、3,000万円残っていますけど、それでも実質2億7,000万円ぐらいの黒字を出しているという状況の中で、17年度、18年度は黒字に転じているという認識を持っております。それで、先ほど委員も御指摘でしたけど、本当に黒字と言えるのかというところは我々も非常に疑問なところがございまして、黒字の内容を言ってみますと、本場開催が88日やったんですけど、これ5億円の赤字でございます。ただ、先ほども言いましたように、大幅な場外発売をふやすことによって、利益があったのが6億5,000万円でございます。だから、今は場外の収益で本場の赤字を埋めているという状況でございます。それ以外に入場料とかそういうのがありまして、結果的に2億5,000万円、収支改善の残りを別にしまして2億5,000万円ぐらいの黒字が出ているという状況でございます。そういう状況の中で、どこまで続けるのかと、どれぐらい赤字になったときにやめるのかというふうな質問でございますけど、今のところ、現時点ではやめるという考えは全く持っておりません。むしろ、私はよくなってきているという認識を持っております。それと、民間委託についてでございますけど、これは収支改善の中にも民間委託を視野に入れてというふうに、うちの方も収支改善計画の中に入れておりますし、大臣同意の条件として、収支改善計画を早目に検討して、早目に実施しなさいというような条件

もついております。しかしながら、去る10月3日に、経済産業大臣の諮問機関であります産業構造審議会の中の車両活性化小委員会というのがありますけど、そこで収支改善計画のフォローアップということで、飯塚オートの収支改善の進捗状況を御説明をしてきたところでございます。その中でも、今の現時点では17年度、18年度は黒字に転じていること、またいろんな経費削減をしていること、それと今ギャンブルからレジャーのイメージチェンジで、非常に若者がふえているという状況の中で、現時点では民間委託は考えておりませんというような説明をしてきたところでございます。

○ 江口委員

部長はそう言われましたが、市長ないし副市長の気持ちの中はまた別かもしれません。ある意味、その厳しさがあって成り立つ部分があるかもしれないと思っております。また、ある意味、国の制度自体も悪い部分があると思っております。ある意味、上納金制度がありますよね。これは本当はここを見直していただかないと、成り立たない部分があるという部分をおもっております。そういった部分についても、市長等はきちっと声を上げていただくことが必要でしょうし、またあわせてほかの図書館でも保育所でも民間の活力をとというわけですね。特に、お金が絡むこういってところで、民間のアイデアが生きる場所はここそあるんだと思っております。直接経営というふうな形ではない形もあり得ると思います。そういった部分も含めまして、ぜひしっかりとやっていただくように要望して、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 原田委員

簡単にいきます。特別会計が、やはり企業会計とほとんど一緒だと思うんですよね。収益性をどうしても追及していきなさいいけないと、そのために特別会計になっているわけですから、会計処理においてもやはり複式簿記化していくのが普通じゃないかなと思うんですよ。例えば、流動比率とか、そういったもので資金の流れもこれからでも全くわからないわけですよね。ちょっとほかのことを比較にすると、これも本当に申しわけないんですが、監査報告にもありましたけども、颯田病院なんかの経営分析なんかが出ていますけども、流動比率がこれ45.1%とか、これ流動比率というのは大体数字を200%で健全運営というふうに言われているわけですね。そういうふうな経営分析をやることによって、これ数字が大体見えてくるわけです。だから、45といたら、もうこれ運転資金もショートしているじゃないかというようなことなんですね。そういった事柄から見まして、やはりこれもある程度やっぱり利益を追求していく、赤字でそのまま補てんするというわけにはいかないわけですから、きちっとしたやはり企業会計原則まではいきませんが、これは公益会計というんですか、ですからそれに準じたような形で、やはりもっと見やすいように、そして今後の経営的なやっぱり戦略というのが立てやすいようにやっていくのが普通じゃないかなと思うんですよ。この点について、将来、何かお考えがもしあれば、お聞かせをいただきたいと思いますが。

○ 事業管理課長

今、原田議員がおっしゃりますように、非常に経営状況というのは私ども余りよくないとは認識いたしております。予算会計につきましては、ちょっと私ども理屈といいますか、そういうふうな内容的にはちょっとうといところもございまして、したがって、今後やっていきなさいいけない部分、わかりやすく私どもが経理していかんと思っておりますけども、今のところちょっとそういうふうな考え方というのは持ち合わせておりませんので、御了解をお願いしたいと思います。

○ 原田委員

これが颯田病院みたいに、来年で閉鎖しますというならいいですよ。今、部長が言われましたよね、やめる気持ちはございませんと、今からよくなっていくと思っておりますということは今

おっしゃいました。ということは、継続してやっていくということですよ。それであれば、なおかつきちとした財務体系でもって、計画性を持ってやっていかなきゃいけない。そのことになれば、今、いろんなことでやっぱり職員さん自身の研修というのが必要になりますし、ただこのまま、言ってみれば、言葉は悪いんですが、お小遣い帳と一緒になんですよ。幾らもらって、幾ら払ったと。その積み重ねがどうなったかというのがこれないわけですよ。要するに、損益計算書というのは、単年度の収支だけです。その営業成果によって、その積み重なったものがいわゆる貸借対照、いわゆるバランスシートとして成果が出てくるわけですから、やっぱりきちとしたこういった利益を出さなきゃいけないと、それを目標とするのであれば、ぜひともやっぱり今後考えていただきたいと思うんです。今のところございません、じゃいつごろになったらそういうお考えをお持ちなんですか。ちょっとそこら辺、計画でもあれば教えていただきたいと思うんですけどもね。さらに、言いたいことはありましようけど、ちょっと待ってください。特に、一般会計でも、臼杵市が特にことしから一般会計でも複式簿記を取り入れてやるようになっております。今後、やっぱそういうことの見直しというものもあるかと思えます。お待たせいたしました。財務部長、どうぞ。

○ 財務部長

今、質問者が言われたように、常々、一般会計の方にもそういうお話をいただいております。それで、今回から貸借対照表あたりを示すようにいたしております。それで、総務省も地方自治体においてもそういう会計手法というのを当然導入しなさいという指導もなされておりますし、モデルも示されております。特別会計、特に今言われておりますレース場、公営企業あたりについては大変そういうことも重要になってくるだろうと。これに、今言われたように、職員の研修あたりも必要になってきますが、これは近いうちに一般会計をすると同時に、特別会計にも当然その影響が及んで、またそういう手法を取り入れていくことになろうというふうに思っておりますので、もう少しちょっとお待ちいただきたいというふうに思っております。

○ 原田委員

もう少しということでございますので、なるべく本当にもう少しになりますよう、強く本要望させていただきたいと思えます。よろしく願います。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 永露委員

お疲れのところ申しわけありません。今の収支状況についてはる言われましたけども、基本的に私の考えを申し上げておきますけども、赤字さえ出さなきゃいいです。赤字さえ出さなきゃいいとです、レース場は。それだけ努力をしてください。そのために、いわゆる歳出カットも考え得ることはほとんどやってこられたし、あと何が残っておるのかというぐらいのところまで努力されたんだろうと思えます。そして、歳入を図るについても、入りを図るについても、考え得ることをすべてやってこられて、これからあと何があるのかという状況まで今来ておると思うんですよ。それで、ただ1つ、レース場に同情を申し上げたいのは、今非常に厳しいでやり玉に上げられて、努力せえ、努力せえ、何かおまえは的物の言い方をされておりますけど、もともとこれは今までどれだけの金を本店に入れてきたですか、レース場は。一番いいときには30億円を超える、年間に繰入金も本店に入れてきて、今までやった総額を考えると、どれだけの金を入れてきておるですか、本店がどれだけの金を吸い上げておるですか。もちろん、それによっていろんなインフラ整備等を含めて、すばらしい飯塚市ができ上がったと思えます。でも、いいときには取り上げて、悪くなったらもう少し努力せえ、努力せえ、本店は何かしよるかちゅうたら何もせん。ということで、同情は申し上げておきます。ただ、状況が今のような状況ですので、同情ばかりもできませんので、それで単刀直入に申し上げますけども、いわゆる本業部門でお金の入りを考えるということはほとんど難しいと思う。本当難

しいと思うんです。今考えられるのが、これまでのいろんな経緯があつておりましようけども、社協に貸与しております食堂ですね。まず、お尋ねしますけども、現在、食堂の経営状況はどんなふう把握されておりますか。そして、家賃を今取つてあると思ひますけども、幾らで家賃を取つてありますか。

○ 事業管理課長

私どもといたしまして、社会福祉協議会から私どもが売店及び食堂等の貸付料をいただいております。平成18年度にいただきました額といたしましては、1,373万3,506円の額をちょうだいいたしております。そういった中で、一応社会福祉協議会の収入についてでございますけれども、収支経費等を見せていただきました中におきましては、約4,000万円ほどの収入利益等が計上されているように見受けられます。

○ 永露委員

今、家賃が、いわゆる食堂家賃が1,300万円と言ひましたけども、これは新たに賃貸が発生したのために700万円の増になつただけでしょう。いわゆる本体については、開催日数にもよりましようけども、大体500万円から600万円で賃貸をやつておつたんです。御存じのとおりです。ただ、ここの売店の売り上げが大体2億5,000万円ぐらいあるんですよ。そして、売店の収益だけでも5,000万円、6,700万円、ことしが今言われた約4,200万円ぐらい、収益があるんです。ですから、これはすなわち社会福祉協議会に行くわけです。社協に行くわけです。社協という本店がまた取り上げるわけです。社協が運営、その費用を使つていろんな事業運営をされておるわけです。ですから、私どもが考へて、例えば平均して、例えば3年平均でも5,000万円ありますから、5,000万円の収益があるところから、例えば実質今まで500万円、600万円とかいう家賃でやつたことが、いろんな問題がありますけど、それは外します。ただ単に、レース場と賃貸、レース場は建物を貸しておるということだけを考へてくださいね。これはおかしいですよ。それぐらいの金額で貸すことがおかしいんですよ。だから、本来ならば、レース場は経営すれば丸つと入るところなんです。ただ、今までのいろんないきさつの中で、それができないということだけであつて、でも今のようなレース場の経営状況を見ると、これがぶつ潰れたら何も残らんとでしよう。レース場がなくなつて、あそこの食堂だけ残りますか。残らんとでしよう、残りますか、あり得んことではしよう。ですから、売店が経営できるという前提は、食堂が経営できるという前提にはレース場があるということがまず大前提にあるわけではしよう。ですから、次は社協に入りますけど、売店と社協は基本的に同じですから。社協は、たしかこれ16年度の決算か予算のときに、預貯金が5億5,000万円あつたんですね。そのことを指摘されたんです。そしたら、17年度で預貯金が2億8,000万円に減つたんです。ところが、その年のレース場の収益だけでも6,700万円の収益があつておるんです。結果として、総体的には1億円ふえたんですけれども、預貯金は半分になつたわけです。なぜか、5億6,000万円もの預貯金が、金を持っていながら、これに援助する、補助する、レース場がこれだけ厳しい中で援助する、補助するということ自体が少しおかしいのではないかという指摘があつたがために、次の年には預貯金が半分になつた。ただ、減つた分は積立基金に行つただけです。場所を変えただけ。預貯金の指摘があつたから、場所を積立金に変えたわけです。ですから、社協も決してそれは楽ではないと思ひますけども、かなりの剰余金を持っているわけです。ですから、それを食堂もかなりの収益を上げておるわけです。ですから、もう少しここにレース場と売店、すなわち社協との賃貸を少し見直したらどうですか。こう言つと、恐らくこう言つたらうと思ひますよ。いや、そこで取り上げると、結果的に本店が出すような形になると。しかし、今、本店のことを考へる余裕があるんですか、レース場は生きるか死ぬかの瀬戸際に来ておるんじゃないですか。だから、本店のことは本店で考へてもらえばいいから、自分のところは自分のところの経営感覚の中で、もう少し家賃を上げてもらえんのですかという話ぐらいはできんのですか。

○ 事業管理課長

レース場における売店の貸付料につきましては、私どもといたしまして、基本的に考え方といたしましては、税務課によります土地の仮評価等々、普通財産貸し付けに基づいた積算の方法、それから建物については建物の建築費等を積算した中で、おおむねの数字を出して、そこで判断をして貸付料を決定しておるところでございます。言われますように、本場が厳しい中において、レース場がつぶれば食堂もつぶれるというふうな、お互い同じような船に乗っておるような状況で、そこのところをうまく話し合えという御指導でございます。そこにつきましては、今後とも食堂と、そこのところを許していただけるならば、そういうふうな話もしてみたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 永露委員

もう最後にします。ですから、言うべきことは言う、お願いすることはする、その結果として、例えば、そういうやりとりの中に恐らく本店が入ってくるでしょう。でも、それははねて、レース場はレース場としての感覚の中で考えられていいんやないですか。今まで散々上納してきておるんですから。そういう気持ちで社協と、食堂、あるいは社協との話し合いにぜひ臨んでください。いい結果が出るように期待しております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 平成18年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

それでは、一、二点、お聞きさせていただきます。監査意見書の方のページで25ページを見ていただきたいんですけど、介護サービス事業特別会計の数字がそこに前年比とかいうことで書いてありますが、これは前年度比で大きく減っている数字が比率が書いてありますが、これはどういう内容なのか、ちょっと説明をしていただけますか。

○ 高齢者支援課長

前年度比減につきまして御説明させていただきます。旧筑穂町におきまして、17年度中ではデイサービス事業やホームヘルプサービス事業、また訪問入浴サービス事業といった介護サービス事業を町の事業といたしまして、特別養護老人ホームの事業と一緒に介護サービス事業特別会計ということで処理いたしておりました。合併の際に、ホームヘルプサービス、デイサービス、訪問入浴といったこれらの事業につきましては社協に移管いたしまして、現在残っているのは特別養護老人ホームの事業だけになっております。このような関係から、前年度17年度につきましては、歳入歳出それぞれ3億円を超える決算額がございましたものですから、実質前年度比となりますと、大幅に減少いたしております。特別養護老人ホーム「桜の園」だけで申しますと、17年度と18年度の前年度比で申しますと、歳入決算額につきましては110%の増、歳出につきましては3.1%の増となっております。

○ 楡井委員

桜の園だけで見れば、歳入が110%増、それから歳出の方で3%増ということでもあります。それで、歳入状況というのはその次の表にありまして、説明書の中の介護福祉施設介護自己負担金などというのが3,278万円ですか、計上されておりますが、これがこの施設を利用されている人たちの個人負担の金額というふうになるのでしょうか。

○ 高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

そういう結果で、黒字が現在のところ5,031万3,000円というふうに計上されている、この数字が現在の黒字ということになっているのでしょうか。

○ 高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

この黒字を個人負担といいますか、利用者に還元する方策を少し考えていただければというふうに思うのですが、そういう何か策はありませんか。

○ 高齢者支援課長

介護保険によります自己負担につきましては、介護保険で定められた金額に基づいて徴収、いただいております。また、これらの決算金の余剰金につきましては、将来の大規模改修、または設備改修、現在は新しいもので、ほとんどそういうお金は要っておりませんが、将来的には大変大きな額が必要になってまいりますので、そのために基金として積み立てをしたいと思いますので、御了承方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 平成18年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 平成18年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 平成18年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 平成18年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 平成18年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております梶原委員の質疑を許します。

○ 梶原委員

済いません、ずっとなし、なしできよりましたけども、とめてしまいました。学校給食事業特別会計の関係で、まず給食費ですけれども、全校一律なのかどうか。センター方式やら自校

式やらあると思いますので、少し差が出るのではなかろうかと思いますが、どうでしょうか。

○ 学校給食課長

給食費の御質問でございますが、全校一律で実施しております。それで、給食費の月額でございますが、小学校3,300円、中学校3,920円で実施しております。

○ 梶原委員

収入未済額がありますけれども、地区別ではどのようになっているのでしょうか。

○ 学校給食課長

収入未済額につきましては、平成18年度の収入未済は小中学校合わせまして847万1,611円でありまして、収納率にしまして98.10であります。言われます地区ごとの収納未済額でございますが、飯塚地区537万1,937円、97.95%、穂波地区172万510円、収納率98.02%、筑穂地区40万2,200円、収納率98.93%、庄内地区46万9,368円、収納率98.60%、颯田地区は50万7,596円、収納率にしまして98.01%であります。

○ 梶原委員

大変高い収納率でございますけれども、今後、未済分の関係で、きのうも保育料の関係でも申しましたけれども、未済分の徴収と、それから卒業されました児童生徒の保護者に対するの対応についてお尋ねいたします。

○ 学校給食課長

滞納に対する徴収でございますが、徴収につきましては督促状、催告状の発送、それから電話による督促に加え、訪問徴収、夜間徴収等を行い、徴収率の向上に努めております。また、言われます卒業した児童生徒の保護者の方に対しましても、同様に訪問徴収をしております。

○ 梶原委員

行財政改革を推進していく中では、今、未済額が増加している中で、一般会計からの繰入金も増加するのではないかと考えられますけれども、そのことについてはどうなっているのでしょうか。

○ 学校給食課長

一般会計からの繰入金でございますが、繰入金は市が負担すべきものとされている職員給与、手当、賃金、それから給食施設の維持管理費等でございます。給食費は保護者からいただきました給食費で賄っておりますので、一般会計からの繰入金はございません。

○ 梶原委員

では、未収のまま給食を実施することについては、どう考えておられますか。

○ 学校給食課長

未収のまま給食はどうするかということですが、給食費が未納であるということで給食を提供しないと、しなくてもいいというような考えは持っておりません。給食につきましては、児童生徒に安全安心な給食を提供し、健全な給食運営を実施していくために、給食費の徴収の向上に努めてまいりたいと思っております。

○ 梶原委員

平成17年の6月に食育基本法が公布されまして、また地域でも「早寝、早起き、朝ごはん」という言葉が生まれておりますけれども、まだ朝御飯を食べてない子供たちもおられると思います。特に、学校給食が子供たちの一番最高の栄養バランスのもとになるものと思っておりますので、学校給食の方のしっかり配慮をしていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○ 委員長

次に、楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

1点だけの確認です。資料の58ページにあります庄内中学校のこれは公設民営というんですか、この関係の分でお聞きしたいんですが、この委託料、委託内容から見て、委託料がほぼ全額人件費ではないかというふうに見られるのですが、もしこれが人件費でそのままいいと、そういう理解でよろしいということであれば、そういうふうな御答弁をお願いしたいと思えますし、これを人件費だとあれば、何人分の人件費になっているのかについてお尋ねしたいと思えます。

○ 学校給食課長

庄内中学校の調理業務のことのお尋ねでございますが、調理業務委託料につきましては給食調理に対する人件費でございます。それで、人件費の内訳といたしましては、今、登録されておるのが5名でございます。それで、日常的に調理業務にかかわっておりますのが4名かかわっておられます。それと、1名は代替人員ということで確保されております。それで、5名のうち2名は委託業者の正規職員でありまして、3名はパート職員であります。

○ 楡井委員

2人の正職員というのは、これは委託業者の正職員、3名の臨時職員のこれは市の管轄といえますか、市が雇っている職員ということになると思いますがけれども、そういうことでいいんですかね。

○ 学校給食課長

正規職員というのは、あくまでも委託業者の正規職員でございます。それと、今のパート職員でございますが、これもあくまでも委託業者が雇用しているパート職員ということでございますので、市等の臨時職員等ではございませんので、よろしくお願いたします。

○ 楡井委員

それでは、資料の一番下に書いてある衛生管理、それから設備整備、それから献立作成、食材発注は、これらはすべて市で対応しているということでもありますなら、この4人の方ですか、5人の方ですか、これは単なる人材派遣というような理解でいいんですかね。

○ 学校給食課長

そのとおりでございます。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第13号 平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第18号 平成18年度飯塚広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書及び歳入歳出決算成果説明書」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 15:03

再開 15:15

委員会を再開いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は各会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 平成18年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

それでは、認定第1号について、認定しがたいという反対討論をさせていただきます。この認定については、合併後初の一体的予算の執行結果を検証するという場になったと思います。その点で、合併後の、合併そのものはサービスは高い方に、負担は低い方だというのが合併の大義であったんじゃないかというふうに思います。この合併の大義が18年度の決算ではずたずたに切り崩された、そういう意味ではサービスは低く、そして負担は重くというふうになった結果、合併の大義に逆行するということになるんじゃないかという点が第1点。第2点は、税金の使い方にも不明瞭、そして不公正なものがある、市政全般にあちこち散見しているということについても、賛成しがたいといいますか、認定しがたい内容になっていると思います。さらに、もう一点は、これらのことを含めて、全体的な印象として、税金の問題にしても、補助金の問題にしても、委託金の多さにしても、やはり市民の方に顔を向けた市政になっているんだろうかという疑問がこちらこちらで答弁の中にも見られました。そういう意味で、とりあえずきょうのところは以上3点を述べて、認定第1号について認定しがたいという討論にさせていただきますと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第1号 平成18年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成18年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

認定第2号につきましては、18年度当初から大きな税率改正、税率の引き上げ、この影響が各市民の暮らしの中にもろに出た1つの内容じゃないかというふうに考えています。この税率改正によっても、将来の国保会計の安定化ということにはつながってこない状況も見られます。滞納の大きさ、不納欠損の大きさが1つの内容ではないかというふうに思います。ただ、この1年間だけを見れば、税率、滞納分の克服に若干向上が見られて、明るい見通しになるのかなというふうに思いましたけれども、討論の中では必ずしもそうではないというような状況がありました。将来にわたって、国保会計の維持ということについてはまだまだ市民の中に不安を残す、そういう内容であったというふうに思います。以上、認定第2号についての本日のところの認定しがたい理由として述べさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第2号 平成18年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について」は、認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 平成18年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第3号 平成18年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成18年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

認定第4号、認定しがたいということで、一言だけ意見を言わせていただきますと、保険料の改善の方向、さらには待機者対策、さらには市独自の介護保険利用者、または身体不自由者などに対する独自の施策が何も見えてこないということの結果が、この会計決算にはあらわれているというふうに感じます。以上をもちまして、第4号についての認定しがたい理由とさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第4号 平成18年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

本認定第5号についても、認定しがたいという理由で若干の意見を述べさせていただきたいと思えます。収納率がなかなか上がらないという状況になって、焦げついてしまうおそれがある。質疑の中でも明らかにしたように、長期滞納者27件のうちに、もう既に焦げついてしまっているような内容のものもありました。これでは、本特別会計の健全な運営、そして健全な運営の結果としての終息、これが求められているにもかかわらず、そうはならないというふうに思えます。本貸付事業は、57億円という非常に大きなお金を運用してきたことでもあります。この回収状況がきちんといかないと、税金のむだ遣いという一面にもなってくるんじゃないかというふうに思えます。さらに、他の会計では非常に厳しくやられてきている差し押さえ、そういう状況があるにもかかわらず、この会計にはそれが1件もないということも明らかになったところです。そういう意味では、速やかな、そして健全な運営終息のためにも、1件1件きちんと掌握して対策を立てるべきであるという意見を付して、認定しがたい意見にかえさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第5号 平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成18年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第6号 平成18年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 平成18年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

認定第7号について意見を述べて、認定しがたい理由とさせていただきたいというふうに思います。この事業会計そのものは、個人負担と、それから給付費等によって運営されている、そういう意味では保険料というのが、介護保険料が非常に大きな比率を占める内容の会計であります。利用者にとってみたら、介護の施設の利用料が幾ら高額になっても、これを払わないわけにはいかないような状況の人が利用するわけでありますから、そういう意味では家族や親族の負担になるということも非常に大きな内容になると思います。そういう意味で、この運営については、今後、いろいろと考えていかなければならない問題がたくさんあるんじゃないかというふうに思うわけであります。そういう意味で、個人負担の軽減等についても検討すべきじゃないかというふうな意見を述べさせていただきまして、認定しがたい理由にさせていただきたいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第7号 平成18年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 平成18年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第8号 平成18年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 平成18年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第9号 平成18年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成18年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第10号 平成18年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成18年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第11号 平成18年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 平成18年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

「認定第12号 平成18年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第13号 平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第18号 平成18年度飯塚広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第18号 平成18年度飯塚広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼申し上げます。

本特別委員会は、3日間で予定どおりに審査を終了することができました。これは、委員各位並びに執行部の皆さんの御協力のたまものと感謝しております。委員会審査の中で、各委員から指摘なり要望が多々あっておりましたが、執行部におかれましてはこの意を酌んでき、市民福祉の向上のため、また市勢発展のため、御尽力いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、平成18年度決算特別委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。

(閉会) 15:30